

基本方針5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます

基本的方向

- PDCAサイクルに基づく学校における体育活動の活性化や、地域・家庭におけるスポーツ活動に親しむ機会の充実により、児童・生徒の運動習慣をはぐくみます。
- 学校における食に関する指導や学校保健活動等を充実するとともに、地域や家庭と連携して子どもの生活習慣の定着を通じた健康づくりをすすめます。

後期事業計画の視点

前期事業計画期間において、「体力づくり推進計画」の策定などを通して体育の授業以外で継続的に体力向上に取り組む小学校が増加するなど、小・中学校における体育活動が活性化した。その成果として、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果において、小・中学生の体力合計点は改善傾向にある。特に、2016（平成28）年度から始めた小学校の体育授業へのプロスポーツ団体の派遣など体力向上の取組みを強化した学校においては、運動やスポーツをすることが「好き」「やや好き」と答えた子どもの割合が取組開始前に比べて増加するなど、成果が表れている。府全体としては、依然として体力テストの5段階評価における下位段階の児童・生徒の割合が高い状況にあることから、府教育庁で作成した実践事例集を各学校で参考とし、引き続き体力向上に向けた取組みを一層すすめる必要がある。

特に、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催による、地域・家庭における運動やスポーツへの興味の高まりを好機と捉え、スポーツに接する機会を増やして子どもの運動習慣を確立するなど、健やかな体をはぐくむ取組みが求められる。

子どもの健康づくりについては、公立中学校における給食の実施率が全国平均を上回り、子どもの成長に必要な「食」の充実につながった。今後は、毎日の朝食の摂取率が依然、全国平均を下回っており、アレルギー疾患への対応など子どもの健康課題も多様化・複雑化している中で、地域・家庭と連携した子どもの健康づくりについて取組みの充実を図っていく必要がある。

実現をめざす主な指標

指 標	現 状 値	目 標 値
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果を踏まえて、授業等の工夫・改善を行った学校の割合	小学校：39.2% 中学校：41.6% (2017(平成29)年度調査)	65%をめざす (2022年度)
体力テストの5段階総合評価で下位段階(D・E)の児童の割合(小5)	男子：33.4%(※全国：28.9%) 女子：28.9%(※全国：23.1%) (2017(平成29)年度調査)	全国水準をめざす (2022年度)
保護者を委員とした学校保健委員会の設置率(政令市除く)	公立小学校：60.3% 公立中学校：54.4% 公立高校：88.0% (2016(平成28)年度)	いずれについても100%をめざす (2022年度)
学校評価で食育を評価している小・中学校の割合	60.3% (2016(平成28)年度)	100%をめざす (2022年度)
「毎日朝食をとる」児童・生徒の割合	小6：84.1%(※全国：87.0%) 中3：78.7%(※全国：82.7%) (2017(平成29)年4月調査)	全国水準をめざす (2022年度)

◇体力づくりに関するPDCAサイクルの確立

【事業概要】

小・中学校の課題に応じた「体力づくり推進計画」の策定、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や取組アンケートの結果を踏まえた取組みの検証・改善及び地域の特性を生かしたPDCAサイクルに基づく体力づくりの取組みを推進する。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> ・「体力づくり推進計画」を策定し、PDCAサイクルに基づく体力づくりの取組みを実施 (2017(平成29)年度) ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果を踏まえて、授業等の工夫・改善を行った学校の割合 小学校：39.2% 中学校：41.6% (2017(平成29)年度調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果を踏まえて、授業等の工夫・改善を行った学校の割合65%をめざす (2022年度)

◇体育授業の充実

【事業概要】

運動の苦手な児童・生徒、一週間の総運動時間の少ない児童・生徒の体力向上を図るため、教員を対象とした研修を実施することにより、授業力向上を図る。

また、中学校の武道授業の安全かつ円滑な実施のため、講習会や研修会を実施し、より安全な指導体制の充実を図る。

【事業目標】

現状	目標
<p>【体育授業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内公立小学校教員を対象に実践事例集(2017(平成29年)3月)を活用した研修を実施 (2017(平成29)年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・府内すべての公立小学校で実践事例集を活用した授業を実施 (2022年度)

◇体力づくりに向けた取組みへの支援

【事業概要】

府内小・中学校及び高等学校の教員で構成する学校体育研究会や大学等と連携し、「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」を普及させることにより、児童・生徒の運動に対する意欲・関心を高め、体力の向上につなげる。

また、体力づくりに効果のある、マラソンや縄跳びなどの種目の実施を奨励し、その成果を発表するためのスポーツ大会を開催することにより、小学校における体力づくりの取組みを支援する。

さらに、在阪のトップチームの選手・指導者（プロ含む）を小学校に派遣し、児童とのふれあいを通じて、子ども、保護者、教員がスポーツに関心する意識を高めるとともに、子どもの夢やスポーツ選手に対するあこがれをなくす。

知事の権限事務

加えて、オリンピック・パラリンピック選手との直接的なふれあいを通じて、児童にスポーツの素晴らしさや感動を与えるとともに、オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成を図る。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> ・体力づくりの取組みとして縄跳び、長距離走を実施している小学校の割合 縄跳び：68.1% 長距離走：76.2% (2017(平成29)年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・体力づくりの取組みとして縄跳び、長距離走を実施している小学校の割合 縄跳び：80% 長距離走：80% (2022年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・トップアスリート小学校ふれあい事業 小学校：133校 7種目 11チーム (2018(平成30)年2月16日時点) ・オリンピック・パラリンピック派遣事業 小学校：11校 (種目：シンクロナイズドスイミング・水泳・バドミントン・バレーボール・ソフトボール・車いすテニス) (2018(平成30)年2月16日時点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・トップアスリート小学校ふれあい事業の充実 (2018(平成30)年度から) ・オリンピック・パラリンピックに興味を持った小学生等府民の割合 70% (2018(平成30)年度から)
<ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象としたオリンピックによるスポーツ教室の開催 (2017(平成29)年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象としたオリンピックによるスポーツ教室の継続 (2018(平成30)年度から)

知事の権限事務

◇支援学校における障がい者スポーツの推進

【事業概要】

支援学校における部活動を充実させるとともに、関係機関との連携による外部指導者等を活用した障がい者スポーツプログラムの策定や運用を通じて、地域・家庭におけるスポーツ活動への参加促進を図る。これらの取組みにより、支援学校に通う児童・生徒のスポーツや運動に親しむ機会の拡充を図る。

また、支援学校卒業生について、職場定着支援や同窓会活動等と関連させながら、地域・家庭におけるスポーツ活動への参加促進を図る。

【事業目標】

現状	目標
・肢体不自由校での部活動モデル検討 (2017(平成29)年度)	・肢体不自由校での運動部の設置 (2022年度)

◇運動部活動の充実【一部再掲】

【事業概要】

☞指導者研修

運動部活動指導者を対象に、大学教授や実績のある指導者等を招聘し適切な部活動指導のあり方について研修を実施することにより、部活動指導者の資質向上と適切な部活動の活性化を図る。

☞外部指導者の派遣

専門的な技術指導力を備えた指導者を必要とする府立高校等に対し、地域人材など専門的な指導ができる外部指導者の活用により、運動部活動の活性化を図る。

(「基本方針4：子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます」参照)

【事業目標】

現状	目標
・希望する学校すべてに外部指導者を派遣(128校) (2017(平成29)年度)	・希望する学校すべてに外部指導者を派遣 (2018(平成30)年度から)

◇地域における運動する場の提供

【事業概要】

☞府立高校の体育施設の開放

グラウンド等の府立高校の体育施設を、地域で行うスポーツ活動に開放することにより、運動機会の充実を図る。

☞総合型地域スポーツクラブの活動促進

広域スポーツセンターを中心に、総合型地域スポーツクラブを育成、その活動を支援し、地域におけるスポーツ環境を整備する。総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と協力し、クラブ相互間の交流や研修・情報交換を実施するクラブネットワーク会議の開催等を行う。

知事の権限事務

【事業目標】

現状	目標
<p>【府立高校の体育施設の開放】</p> <ul style="list-style-type: none"> 府立高校の全校（149校）でグラウンド等の開放を実施 <p>（2017（平成29）年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 継続的にグラウンド等の開放事業を実施 <p>（2018（平成30）年度から）</p>
<p>【総合型地域スポーツクラブ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 府内28市町に60クラブが設立 さらに2クラブが設立準備中 <p>（2017（平成29）年度）</p>	<p>スポーツクラブの活動を支援するとともに、自立的な運営の促進に向けた支援を担う組織を整備する。（2021年度）</p>

知事の権限事務

◇栄養教諭を中核とした「食に関する指導」の充実

【事業概要】

栄養教諭を中核とした組織的な取組みにより、学校における「食に関する指導」を充実させ、児童・生徒が健全な食生活を自ら実践することができる知識及び態度を養う。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> 学校評価で食育を評価している小・中学校の割合 60.3% (2016(平成28)年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価で食育を評価している小・中学校の割合 100%をめざす (2022年度)

◇学校における保健活動の充実

【事業概要】

学校・家庭・地域が連携して子どもの基本的な生活習慣の定着を図るため、校長・養護教諭・学校三師(学校医・学校歯科医・学校薬剤師)・保護者等からなる「学校保健委員会」を設置し、健康づくりに関する推進体制を整備する。

また、がん教育や薬物乱用防止教育の推進のほか、アレルギー疾患などについての健康相談、保健指導の充実に取り組む。

さらに、学校保健活動充実のため、学校三師や地域医療関係者と連携した研修会を開催するなど、保健主事、養護教諭をはじめとした教職員の資質向上を図るとともに、基本的な生活習慣の重要性の周知などにより、保護者への健康づくりに関する意識の啓発を図る。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> 保護者を委員とした学校保健委員会の設置率 公立小学校：60.3% 公立中学校：54.4% 公立高校：88.0% (2016(平成28)年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者を委員とした学校保健委員会の設置率 いずれについても100%をめざす (2022年度)

◇子どもの生活習慣確立に向けた取組みの推進

【事業概要】

落ち着いた学習環境の醸成、児童・生徒の学習活動への意欲・姿勢をはぐくむため、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもの生活習慣の確立に向けた取組みを推進する。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童・生徒の割合 小学校：76.7% 中学校：73.7% ・毎日、同じくらいの時刻に起きている児童・生徒の割合 小学校：89.6% 中学校：91.1% ・「毎日朝食をとる」児童・生徒の割合 小6：84.1%（※全国：87.0%） 中3：78.7%（※全国：82.7%） (いずれについても2017(平成29)年4月調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童・生徒の割合 向上させる ・毎日、同じくらいの時刻に起きている児童・生徒の割合 向上させる ・「毎日朝食をとる」児童・生徒の割合 全国水準をめざす (いずれについても2022年度)

基本方針6 教員の力とやる気を高めます

基本的方向

- 採用選考方法等を工夫・改善し、熱意ある優秀な教員を最大限確保します。また、教職経験の少ない教員について研修や人事異動等を通じて資質・能力の向上を図るとともに、教員等の人権感覚の育成に努めます。
- ミドルリーダー育成の取組みにより、次世代の管理職養成をすすめます。
- がんばった教員の実績や発揮された能力が適正に評価される評価・育成システムの実施等により、教員のやる気と能力の向上を図ります。
- 指導が不適切な教員に対し厳正な対応を行います。
- 私立学校における教員の資質向上に向けた取組みを支援します。

後期事業計画の視点

前期事業計画に基づき、教員採用について、受験説明会や大学への広報活動を行うとともに、志願者にとってわかりやすい選考方法の工夫などに取り組み、受験者の確保を図るとともに、研修や人事異動等を通じて、教職経験の少ない教員の資質・能力の向上に努めてきた。また、次世代の管理職養成もすすめており、評価・育成システムも定着してきている。

2016（平成 28）年度の教育行政一元化に伴い、教員研修や相互授業見学など、公私の教員の資質向上に向けた取組みもより一層すすんでいる。

学習指導要領の改訂など国における教育改革や、支援を要する児童等の増加、生徒指導上の課題への対応など、教育ニーズや課題は多様化、複雑化している。今後は、これまで以上に、教員自身が常に学び続ける意識を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を生涯にわたって高めていくことができるよう、研修の充実など、教員の学びや成長を支えていくことが求められる。

実現をめざす主な指標

指 標	現 状 値	目 標 値
保護者向け学校教育自己診断における 府立学校教員の指導等に関する項目に おける肯定的な意見の比率	77.4% (2016 (平成 28) 年度)	70%以上の維持をめざす (2018 (平成 30) 年度から)
教職員向け学校教育自己診断における 府立高校の教育活動の改善に関する項 目における肯定的な意見の比率	76.2% (2016 (平成 28) 年度)	70%以上の維持をめざす (2018 (平成 30) 年度から)
経験の少ない教員の学科間及 び課程間異動等の人数比率	2017 (平成 29) 年度当初人事 ・新任 4～6 年目で実際に異動した者の うち、他の市町村等へ人事異動、人事 交流している人数の割合 小・中学校 16.5% ・新任 4～6 年目で実際に異動した者の うち、学科間及び課程間異動等をして いる人数の割合 府立学校 41.1%	2022 年度当初人事 ・小・中学校 向上させる ・府立学校 向上させる
教員評価支援チームの派遣回 数	80 回 (2016 (平成 28) 年度)	指導に課題のある教員について、学校長 から教員評価支援チームの派遣要請があ れば、1 回以上派遣 (2018 (平成 30) 年度から)

◇優秀な教員の確保

【事業概要】

☞教員選考の工夫・改善

経験・資格による加点制度や現職教諭を対象とした選考区分を設定するとともに、資質や適格性をよりの確に把握・評価できるように面接方法の充実を図るなど、人物重視の観点のもと、選考方法等の工夫・改善に努める。

☞多様な経験と意欲的な受験者の確保

多様な経験と意欲的な受験者を確保するため、現職教諭であることを要件とした選考や社会人経験等を要件とする加点制度、大学等推薦制度を実施するとともに、受験説明会や広報媒体を活用したPR活動を充実する。

また、採用予定者数の減少が見込まれることから、教員採用選考テストの試験免除制度について見直しを検討する。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> ・優秀な教員を最大限確保 合格者数 1,363名 (2017(平成29)年度) ※2018(平成30)年度教員採用選考テスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・優秀な教員を毎年度の必要数確保 (2018(平成30)年度から)

◇「学び続ける教員」の育成

【事業概要】

府教育委員会と関係大学等とで構成する「大阪府教員育成協議会」での協議を踏まえ作成した「校長及び教員の資質向上に関する指標」及び「研修計画」に基づき、初任者研修・10年経験者研修(中堅教諭等資質向上研修)に加え、校種により教員がキャリアステージに応じて学び続けられるよう研修を実施する。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアステージに応じて、初任者研修、各年次研修、管理職研修や課題別研修、授業力向上研修等を実施 (2017(平成29)年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各研修受講者の肯定的評価 90%以上 (2018(平成30)年度から)

◇初任者研修の実施

【事業概要】

初任者を複数年で育成する「初任者等育成プログラム」に基づき、継続的・計画的な研修を校内外において実施することにより、教職経験の少ない教員の資質・能力の向上を図る。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> ・府立学校教員を対象に初任者研修（校外研修、校内研修）、インターミディエイトセミナー（2～4年目）を実施 （2017（平成 29）年度） ・市町村立小・中学校、義務教育学校教員を対象に初任者研修（校外研修、校内研修）、2年目研修（社会体験研修を含む）を実施 （2017（平成 29）年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立学校初任者研修及びインターミディエイトセミナー受講者の肯定的評価 90%以上 （2018（平成 30）年度から） ・初任者研修及び2年目研修受講者の肯定的評価 90%以上 （2018（平成 30）年度から）

◇人事異動等によるキャリア形成・能力の向上

【事業概要】

教職経験の少ない教員を対象に、府立学校の学科間及び課程間、他府県、他の市町村、大阪教育大学附属学校、私立学校などで、異なる教育課題や教育システムなどを学ぶ機会をつくる。

【事業目標】

現状	目標
2017（平成 29）年度当初人事 【公立小・中学校】 <ul style="list-style-type: none"> ・新任 4～6 年目で実際に異動した者のうち、他の市町村等へ人事異動、人事交流している人数の割合 16.5% 【府立学校】 <ul style="list-style-type: none"> ・新任 4～6 年目で実際に異動した者のうち、学科間及び課程間異動等している人数の割合 41.1% 	2022 年度当初人事 【公立小・中学校】 <ul style="list-style-type: none"> ・新任 4～6 年目で実際に異動した者のうち、他の市町村等へ人事異動、人事交流している人数の割合 向上させる 【府立学校】 <ul style="list-style-type: none"> ・新任 4～6 年目で実際に異動した者のうち、学科間及び課程間異動等している人数の割合 向上させる

◇教員の人権感覚の育成

【事業概要】

教員の人権に関する理解を深めるため、男女平等、子ども理解、障がい者、同和問題、在日外国人、性的マイノリティ等に係る研修を実施する。

また、児童・生徒に対する重大な人権侵害である体罰やセクシュアル・ハラスメント等が起こることのないよう、「体罰防止マニュアル（改訂版）」「不祥事予防に向けて（改訂版）」等の活用の推進や、教員研修の充実を図るとともに、生徒・保護者の相談窓口を明確にするなど、安全で安心な学校体制の充実を図る。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none">・教職員人権研修ハンドブックの内容を毎年度更新し、研修に活用 2講座 (2017(平成29)年度)・人権教育に関する研修の実施 (2017(平成29)年度)	<ul style="list-style-type: none">・教職員人権研修ハンドブックを5講座以上で活用 (2018(平成30)年度から)・人権教育に関する研修受講者の肯定的評価 90%以上 (2018(平成30)年度から)

◇教員の危機管理能力の育成

【事業概要】

管理職及びミドルリーダー等を対象として、防災、事故対応、情報管理など学校安全全般におけるリスクマネジメントについての研修を実施し、教職員の危機管理能力を高める。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none">・危機管理に関する研修を実施 (2017(平成29)年度)	<ul style="list-style-type: none">・危機管理に関する研修受講者の肯定的評価 90%以上 (2018(平成30)年度から)

◇授業改善への支援【再掲】

【事業概要】

☞ 教員研修の充実

府教育センターにおいて、教員の経験年数等のキャリアに応じた授業づくり研修を実施する。これらの研修を通して、児童・生徒に知識や技能の伝達だけでなく、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ授業への工夫・改善を促進し、「主体的・対話的で深い学び」の充実に図る。

また、研修を通じて、学びの成果として「何が身に付いたか」に関する学習評価のあり方やその評価方法等を改善・充実させる。

☞ 校内研究の推進

小・中学校については、市町村教育委員会と連携した校内研究の研修等を実施し、府立学校に対しては、学校が組織的な授業改善を図ることができるよう、パッケージ研修支援等を継続的に実施する。

また、市町村教育委員会や府立学校に対し、校内研修のための資料やその具体的活用方法を提供することで、各学校での授業研究や校内研究を推進する。

（「基本方針1：市町村とともに小・中学校の教育力を充実します」参照）

（「基本方針2（1）：公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます」参照）

（「基本方針3：障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します」参照）

◇ミドルリーダー育成に向けた校内研修支援

【事業概要】

若手教員向けのミドルリーダー育成支援や学校経営改善のための校内研修を実施し、校内OJTを通じた人材育成を支援する。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none">・ミドルリーダーに対し、組織づくり研修を実施（2017（平成29）年度）・ミドルリーダー育成のための若手教員向け校内研修を府立学校で実施 5校（2017（平成29）年度）	<ul style="list-style-type: none">・組織づくり研修受講者の肯定的評価 90%以上（2018（平成30）年度から）・校長のニーズに合わせてミドルリーダーをはじめとしたあらゆる教員向けに校内研修支援を実施した府立学校 5校以上を維持（2018（平成30）年度から）

◇首席・指導主事への若手教員の任用

【事業概要】

学校でのミドルリーダーとなる人材を発掘し、これからの府の教育を支える人材を養成するため、首席や指導主事への若手教員からの積極的な任用を図る。

また、将来の管理職・首席・指導主事等の育成のため、若手教員を対象に府立学校リーダー養成研修、小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修を引き続き実施する。

【事業目標】

現状	目標
<p>【首席・指導主事への若手任用】</p> <p>2017（平成 29）年度当初人事 （公立小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首席・指導主事の 30 歳代の新規任用数 （首席 73 人、指導主事 46 人） <p style="text-align: center;">※政令市及び豊能地区を除く</p> <p>（府立学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首席・指導主事の 30 歳代の新規任用数 （首席 22 人、指導主事 16 人） 	<p>2022 年度当初人事 （公立小・中学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首席・指導主事の 30 歳代の新規任用の拡充 <p>（府立学校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首席・指導主事の 30 歳代の新規任用の拡充
<p>【リーダー養成研修（府立） リーディング・ティーチャー養成研修（小中）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職経験 5 年程度の教員で校長・准校長から推薦を受けた者を対象に、府立学校リーダー養成研修、小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修を実施 （2017（平成 29）年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・府立学校リーダー養成研修、小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修受講者の肯定的評価 90%以上 （2018（平成 30）年度から）

◇管理職の育成に向けた支援

【事業概要】

府立学校校長・准校長、教頭が共通して選択できる研修を設定し、人材育成や組織マネジメント等について、管理職がニーズに応じて選択できる仕組みを整え、研修を実施する。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> ・府立学校の校長・准校長と教頭が共通して選択できる研修を構築し、人材育成や組織マネジメントなど喫緊の課題に即した内容で研修を実施 （2017（平成 29）年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成や組織マネジメント等研修受講者の肯定的評価 90%以上 （2018（平成 30）年度から）

◇評価・育成システムの実施

【事業概要】

すべての教職員が学校の目標を共有し、その達成に向けた個人目標を設定し、意欲的に取り組みをすすめるため、評価・育成システムを実施する。システムの実施に当たっては、校長等は、生徒・保護者による授業に関する評価も踏まえ、教員の職務遂行状況を的確に把握し、指導助言や面談の充実により教員一人ひとりの意欲や資質能力を高めていく。

また、評価結果を昇給及び勤勉手当の勤務成績の判定に活用することで、「がんばっている」教職員がさらに意欲的に取り組むことができるよう支援する。

◇優秀な教職員の表彰

【事業概要】

教職員の優れた実践を顕彰することを通じて教職員の活躍を広く周知し、教職員の意欲、資質能力の向上に資するとともに、さらなる活躍に期待し、学校の活性化を図る。

重点取組⑳

指導が不適切な教員への厳正な対応

◇指導が不適切な教員への対応

【事業概要】

指導が不適切な教員に対し、早期に適切な対応を行うため、学校運営協議会等を通じた保護者からの意見を調査審議した結果などを踏まえ、課題を的確に把握するとともに個々の課題に応じた対応方策の明確化を図る。

「教員評価支援チーム」による学校訪問・授業観察をさらに充実させることにより、校長を支援し、「指導が不適切である教員」の認定を行う。認定に当たっては、「大阪府教員の資質向上審議会」において、具体的な対応方策について専門的・多角的見地から検討を行い、指導改善研修の内容に反映させる。

指導改善研修を実施してもなお、改善が見られない場合は、府教育委員会が免職その他の厳正な対応を行う。

重点取組㉑

私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援

◇私学団体における研修事業の支援

【事業概要】

人権感覚の育成に向けた府教育委員会の取組みを情報提供するなど、私立学校教職員の人権感覚の育成に向けた取組み

教育長の権限事務

◇教員研修や学校現場での教員交流の実施【再掲】

【事業概要】

公私双方の教員が参加できる研修や、府立高校・私立高校の相互授業見学会の開催など公私間の学校現場での交流を通じ、公私双方の教員の資質向上を図るとともに、各学校間で優れた取組みや成果を共有する。

（「基本方針2（1）：公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます」参照）

基本方針 7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます

基本的方向

- 校長マネジメントを強化し、学校の特性や生徒の課題に応じた学校経営を推進します。
- 保護者等への情報発信を充実するとともに、地域や保護者のニーズを十分に反映した開かれた学校づくりをすすめます。
- ICTを活用した校務の効率化等を推進します。
- 私立学校における開かれた学校づくりに向けた取組みが、さらに進むよう支援します。

後期事業計画の視点

前期事業計画に基づき、学校経営計画に基づく学校経営の充実・工夫改善について校長・准校長のリーダーシップの面から支援を継続し、学校の特性や生徒の課題に応じた学校経営を推進した。また、全府立高校で学校協議会を開催し、学校評価情報を公表するなど、地域・保護者と連携した開かれた学校づくりがすすんでいる。

今後は、いじめや不登校、特別な教育的支援を要する児童・生徒の増加など、学校に対するニーズや学校現場における課題が多様化・複雑化していることを踏まえ、専門人材等との連携により、学校力をさらに向上させることが求められる。

また、教員の長時間勤務が社会問題となる中、教職員の働き方改革など、学校における業務の適正化に向けた取組みの支援をすすめていく必要がある。

実現をめざす主な指標

指 標	現 状 値	目 標 値																					
「学校経営計画」中の年度重点目標の実現度	78.3% (2016(平成28)年度)	80%以上をめざす (2018(平成30)年度から)																					
府立高校の学校教育自己診断における授業参観や学校行事等への保護者の参加及び学校の情報提供に関連する診断項目の肯定値	保護者参加 66.0% 情報提供 75.2% (2016(平成28)年度)	保護者参加 70%以上をめざす 情報提供 80%以上をめざす (2022年度)																					
私立学校における学校情報の公表状況	学校情報の公表状況(2016(平成28)年度決算) <table border="1" data-bbox="518 638 1029 1019"> <thead> <tr> <th></th> <th>財務 情報</th> <th>自己 評価</th> <th>学校関係者 評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園</td> <td>91.1%</td> <td>94.4%</td> <td>83.0%</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td colspan="3" rowspan="2" style="background-color: red; color: white; text-align: center; vertical-align: middle;">教育長の権限事務</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> </tr> <tr> <td>高 校</td> <td>96.9%</td> <td>93.8%</td> <td>91.7%</td> </tr> <tr> <td>専 修 学 校</td> <td>—</td> <td>67.6%</td> <td>54.5%</td> </tr> </tbody> </table>		財務 情報	自己 評価	学校関係者 評価	幼稚園	91.1%	94.4%	83.0%	小学校	教育長の権限事務			中学校	高 校	96.9%	93.8%	91.7%	専 修 学 校	—	67.6%	54.5%	いずれについても100%をめざす (2022年度)
	財務 情報	自己 評価	学校関係者 評価																				
幼稚園	91.1%	94.4%	83.0%																				
小学校	教育長の権限事務																						
中学校																							
高 校	96.9%	93.8%	91.7%																				
専 修 学 校	—	67.6%	54.5%																				

※府立高校における学校情報の公表状況(財務情報、自己評価、学校関係者評価)は100%である。

◇学校経営計画の策定によるPDCAサイクルに基づく学校経営の確立

【事業概要】

各府立学校において、校長・准校長が中期的な目標（3か年）を設定した上で、各年度の重点目標を明確にした「学校経営計画」を策定し学校経営を行う。教育活動の結果については、学校教育自己診断や学校運営協議会からの意見を踏まえて学校評価を行い、PDCAサイクルにより検証・改善する。

【事業目標】

現状	目標
・学校経営計画に示す教育目標の実現度 78.3% (2017 (平成 29) 年度)	・学校経営計画に示す教育目標の実現度 80%以上 (2018 (平成 30) 年度から)

◇予算面等における校長のマネジメント強化

【事業概要】

☞ 予算面における取組み

「学校経営計画」による学校経営を推進するため、高い効果の見込まれる事業計画を提案する学校に対し予算措置を行うとともに、教職員の研修に要する経費や中学生等に対する広報充実のための経費等、校長・准校長の責任と権限において執行できる予算を配当することにより、予算面における校長マネジメントの強化を図る。

☞ 人事面における取組み

校長・准校長の掲げる学校経営ビジョンの実現や学校の自立的取組みを支援するため、TRy システムや特得システムも活用しつつ、校長・准校長の人事に関する意見を尊重する。

【事業目標】

現状	目標
・学校経営計画に示す教育目標の実現度 78.3% (2017 (平成 29) 年度)	・学校経営計画に示す教育目標の実現度 80%以上 (2018 (平成 30) 年度から)

◇「チームとしての学校」整備と校長がリーダーシップを発揮できる組織体制の確立

【事業概要】

☞専門性に基づくチーム体制の構築

教職員一人ひとりが自らの専門性を発揮するとともに、心理や福祉等の専門人材の参画を得て、生徒指導や子どもの健康・安全等に組織的に取り組む体制の構築と充実を図る。

☞学校のマネジメント機能の強化

校長・准校長のリーダーシップを強化し、「チームとしての学校」が機能するよう、優秀な管理職及びミドルリーダーを育成する。

☞教員一人ひとりが力を発揮できる環境の整備

府立学校において、教員の育成を支援し、組織力の向上及び学校経営の円滑化を図るため、府教育庁の指導主事等で構成する「育成支援チーム」による支援を行う。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ミドルリーダー育成のための若手教員向け校内研修を府立学校で実施 5校 (2017(平成29)年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長のニーズに合わせてミドルリーダーをはじめとしたあらゆる教員向けに校内研修支援を実施した府立学校 5校以上を維持 (2018(平成30)年度から)

◇民間人、行政職、教諭等からの優れた人材の校長への任用

【事業概要】

民間や行政などで培った柔軟な発想や企画力、組織経営の手腕を生かした学校運営をすすめるため、府立学校条例に基づき、府立学校長について原則公募による任用を行う。

また、市町村に対しても、幅広く優れた人材を任用するよう働きかける。

民間人校長に対する支援としては、校長として着任する前の3か月間、校長の業務や学校運営に係る実践的な講義を行うとともに、学校の実地研修などの着任前研修を実施する。また、任用後においても、民間人校長連絡会を定期的に関催するとともに、日常的な相談への対応や必要な支援を行う。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> ・2017(平成29)年度当初人事 【府立学校】 民間人9人、教諭等1人 【公立小・中学校】 民間人7人、行政職2人、教諭等2人 ※政令市及び豊能地区を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度当初人事 【府立学校】 原則公募による任用 【公立小・中学校】 計画的な任用

◇教職員の働き方改革の推進

【事業概要】

☞働き方の見直しを支える取組みの推進

「教職員の業務負担軽減に関する報告書」（2013（平成25）年3月）に基づくこれまでの取組みを継続するなど、引き続き教職員の多忙化解消や勤務環境の整備等に取り組んでいく。また、「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」（2018（平成30）年3月）に示す、全校一斉退庁日及びノークラブデー（部活動休養日）の取組強化や部活動指導員の配置検討、在宅勤務（テレワーク）の導入検討など、実施可能な方策の着実な実施を図る。

さらに、各校における安全衛生委員会を活用し、教職員の健康管理に向けた長時間勤務の是正に努める。

☞教職員の意識改革

府立学校に勤務する教職員について、時間外在校時間の一層の縮減を図るため、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの働き方に対する意識改革を推進する。

☞市町村教育委員会への働きかけ

市町村教育委員会に対し、府における教職員の働き方改革の取組みについて周知を図るなど、市町村立学校に勤務する教職員の長時間勤務の是正及び健康管理に係る取組みがすすめられるよう、連携協力する。

☞私立学校への周知

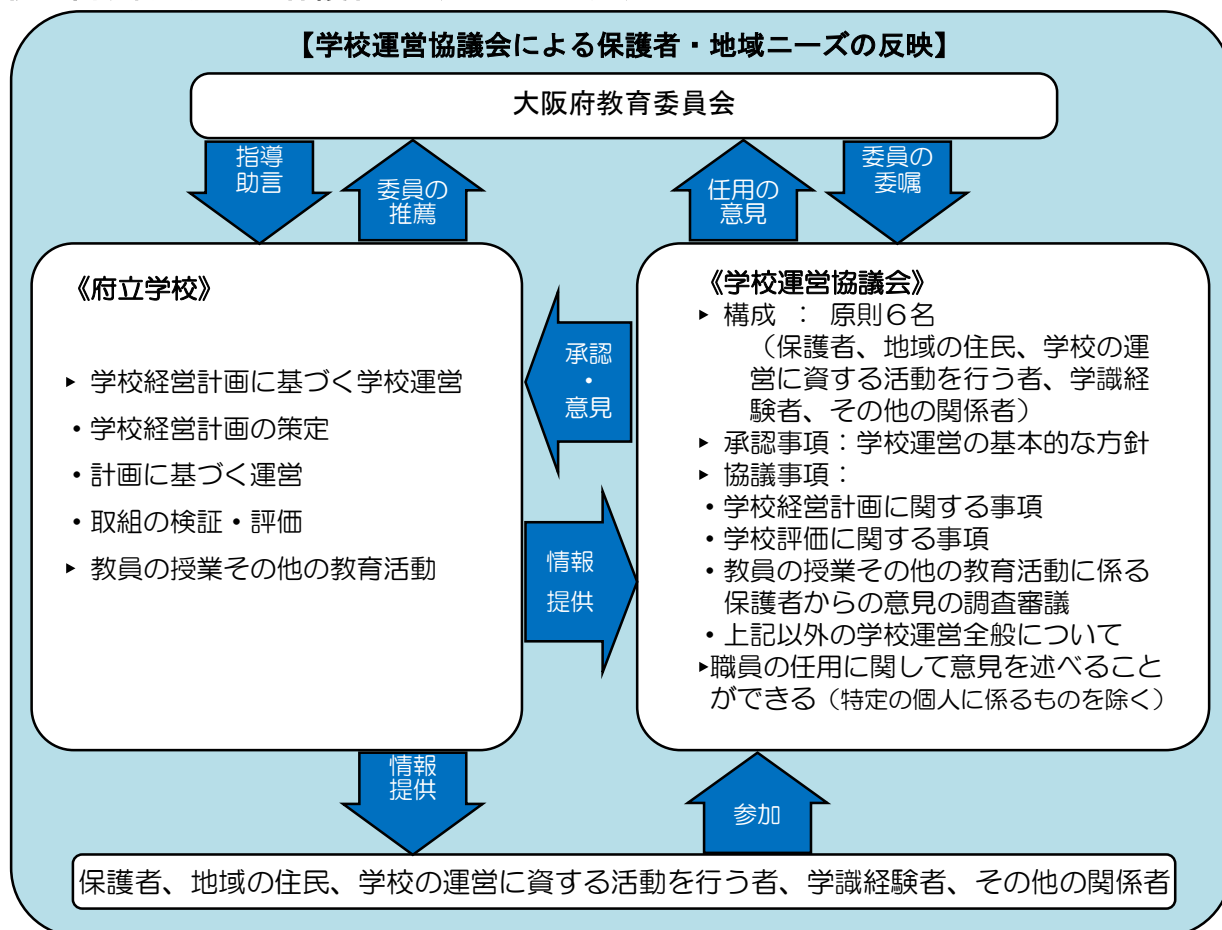
私立学校に対し、国から教育長が実施する働き方改革に適切に取り組むよう周知等を行う。

教育長の権限事務

【事業目標】

現状	目標
<p>・教員の年間1人当たり平均時間外在校時間</p> <p>府立高校</p> <p>全日制課程 : 401.6 時間</p> <p>定時制通信制課程 : 171.6 時間</p> <p>府立支援学校 : 244.4 時間</p> <p>(2016（平成28）年度)</p>	<p>・教員の年間1人当たり平均時間外在校時間を全日制課程において 360 時間以内にするるとともに、すべての校種で対前年度比で減少させる。</p> <p>とりわけ、時間外在校時間が極めて多い教員数が減少するよう、重点的に取組みを行う。</p> <p>(2022 年度)</p>

◇学校運営協議会による保護者・地域ニーズの反映



【事業概要】

全府立学校に保護者、地域の住民、学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者、その他の関係者からなる学校運営協議会を設置し、学校運営の基本的な方針の承認やその意見を踏まえた学校経営計画の策定及び学校評価を行うことにより、保護者や地域の住民との連携協力と学校運営への参加を促進し、そのニーズを学校教育に反映する。

また、府立学校の教員の授業その他の教育活動に関する保護者からの意見の申し出に関し、学校運営協議会において調査審議し、学校に対し適切な対応を意見具申する。

【事業目標】

現状	目標
・ 学校協議会を学校運営協議会へ移行するための準備 (2017 (平成 29) 年度)	・ 全府立学校に学校運営協議会を設置 (2018 (平成 30) 年度)

◇学校開放やボランティア活動等による地域貢献と地域とのつながりづくり【一部再掲】

【事業概要】

グラウンドや体育館等の府立学校の施設を地域に積極的に開放するとともに、学校の特色を生かして地域でのボランティア活動に取り組むなど、地域とつながり、地域へ貢献する府立学校づくりをすすめる。

(「基本方針5：子どもたちの健やかな体をはぐくみます」参照)

重点取組③

校務の効率化

◇ICTの活用による校務の効率化の推進

【事業概要】

府立学校において、生徒の成績や出欠管理、教職員の出勤や給与情報の管理など、校務のICT化を実現した「統合ICTネットワーク」について、サーバやパソコンの更新を行うとともに学校情報ネットワークとの連携を図るなど、より安全で使いやすいICT環境の実現を図る。

重点取組④

私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進

◇私立学校における学校情報の公表・公開

【事業概要】

生徒・保護者が「入りたい」学校を適切に選択できるよう支援するとともに、進路選択に必要な学校情報について積極的な公表・公開をすすめるため、情報を公開していない学校に対して早期に改善が図られるよう学校法人に働きかけ、各学校のホームページ等において、財務情報のほか、自己評価や学校関係者評価等の結果を公表するなど、開かれた学校運営に向けた取組みを促進する。

教育長の権限事務

【事業目標】

現状				目標
学校情報の公表状況（2016（平成28）年度決算）				・学校情報の公表状況 いずれについても100%をめざす （2022年度）
	財務 情報	自己 評価	学校関係者評価	
幼稚園	91.1%	94.4%	83.0%	
小学校	94.1%	88.2%	94.1%	
中学校	96.8%	92.1%	90.5%	
高等学校	—	67.6%	54.5%	

基本方針 8 安全で安心な学びの場をつくります

基本的方向

- 耐震改修、老朽化対策など、府立学校の計画的な施設整備を推進します。
- 学校の危機管理体制を確立するとともに、児童・生徒が災害時に迅速に対応する力を育成します。
- 子どもへの交通安全・防犯教育を推進するとともに、地域との連携による子どもの見守り活動等を推進します。
- 私立学校の耐震化に向けた取組みを促進します。

後期事業計画の視点

前期事業計画に基づき、府立学校の施設整備を計画的にすすめた結果、2015（平成 27）年度末に構造体の耐震化率 100%を達成し、非構造部材の耐震化も 2018（平成 30）年度末をもって完了予定である。

今後は、府立学校の老朽化対策として、学校施設の長寿命化対策を計画的にすすめることにより、生徒や教職員のより良好な教育環境を充実させる必要がある。

私立学校については、耐震化事業費補助を実施していることにより、耐震化率が年々上昇しているが、子どもの安全を最優先に、**教育長の権限事務**の学校への一層の働きかけが求められている。

また、全国的に様々な自然災害や多種多様な危機事案が多発している状況を踏まえ、学校の危機管理体制の確立と子どもが災害等の危機事象に迅速に対応する力を身に付けるための防災教育の充実が求められる。

さらに、交通安全教育や防犯教育への取組みを継続し、子どもの安全確保を図ることも必要である。

実現をめざす主な指標

指 標	現 状 値	目 標 値
地域と連携した、自然災害を想定した避難訓練の実施率(政令市除く)	公立小学校：43.5% 公立中学校：14.4% 公立高校：13.3% 支援学校：36.2% (2016(平成28)年度)	公立小学校：60%をめざす 公立中学校：50%をめざす 公立高校：40%をめざす 支援学校：50%をめざす (2022年度)
私立学校の耐震化率	幼稚園：84.5% 小学校：96.9% 中学校：92.5% 高校：83.0% 高等専修学校：83.0% ※「幼稚園」には、私学助成園から「こども子育て支援新制度」へ移行した園を含む ※「高校」には「中等教育学校」を含む (2017(平成29)年4月1日時点)	全校種95%以上をめざす (2020年度)

※府立学校の耐震化率は100%である。

教育長の権限事務

◇府立学校の老朽化対策と空調設備等の整備の推進

【事業概要】

府立学校の校舎等については、築年数が40年を超えるものが5割以上を占めるなど、老朽化が深刻な状況であることから、「府立学校施設整備方針」に基づき個別施設計画を2018（平成30）年度に作成することとしており、コストの低減化を図りつつ、計画的に改修・改築をすすめる。

また、府立学校の空調設備を計画的に更新するとともに、バリアフリー化やトイレ設備の改修に取り組むなど、府立学校の教育環境の改善を図る。特に、トイレ設備の改修については、2019年度末までに、未改修の府立高校のトイレ改修を完了する。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> 府立高校空調設備更新に向けた検討 （2017（平成29）年度） 未府立高校トイレ1系統改修工事の実施 （2017（平成29）年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 府立高校空調設備更新の完了 （2022年度） 府立高校トイレ1系統改修工事の完了 （2019年度）

◇公立学校施設の耐震性能向上

【事業概要】

府立学校については、施設・設備の既存ストックを最大限に有効活用するために、2018（平成30）年度末までに非構造部材の耐震対策を実施する。

また、小・中学校については、設置者である市町村に対して、国の補助制度を活用して施設整備をすすめるよう働きかけるとともに、技術的相談などを行う。

【事業目標】

現状	目標
・音楽ホール非構造部材耐震設計（1校） （2017（平成29）年度）	・音楽ホール非構造部材耐震工事（1校） （2018（平成30）年度） ※非構造部材の耐震化完了

◇学校の防災力の向上及び防災教育の充実

【事業概要】

「学校における防災教育の手引き（改訂版）」を活用して、学校安全活動において中核となる学校安全担当者を明確にするとともに、近年、多発している様々な自然災害や多種多様な危機事案を踏まえ、適宜、学校の「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の見直しを行い、校内体制の確立を図る。

また、「学校における防災教育の手引き（改訂版）」などを踏まえ、学校の地域の実情に即して、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を実施する。特に、南海トラフ大地震による津波被害が想定される学校においては、対応フローチャート「地震・津波の発生時対応シミュレーション」を活用することにより、災害発生時の迅速な避難行動につなげる。

さらに、各府立学校が市町村と連携のうえ策定した「大規模災害時初期対応マニュアル」について、適宜、見直しを行い、地域住民等と連携・協働した避難所開設訓練を行うなど、災害時における初動体制の確立を図る。

加えて、小・中学生を主な対象に、府職員が講師として洪水や土砂災害、高潮、地震、津波などの災害について「出

知事の権限事務

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none">・地域と連携した、自然災害を想定した避難訓練の実施率（政令市除く） 公立小学校：43.5% 公立中学校：14.4% 公立高校：13.3% 支援学校：36.2% (2016（平成28）年度)	<ul style="list-style-type: none">・地域と連携した、自然災害を想定した避難訓練の実施率（政令市除く） 公立小学校：60%をめざす 公立中学校：50%をめざす 公立高校：40%をめざす 支援学校：50%をめざす (いずれについても2022年度)

安全・安心な教育環境の整備

◇学校・警察・保護者や地域ボランティアが一体となった地域ぐるみでの安全体制の整備

【事業概要】

☞スクールガード・リーダーの配置

「子どもの安全見守り隊」等のボランティアへの指導や助言を行う「スクールガード・リーダー」（警察官 OB）の配置を支援するなど、学校と地域・関係機関等との連携を通して、地域全体で子どもを見守る体制整備を行う。

☞地域安全センターの設置・活用等

防犯ボランティアの活動拠点である「地域安全センター」の活性化を図るとともに、ひったくりや車上ねらいなど、防犯ボランティアの活動による防犯の強化や子どもの安全確保に効果のある青色防犯パトロールを実施する。

知事の権限事務

また、こども 110 番運動の周知を図り、地域における同運動への参加を促進する。

【事業目標】

現状	目標
<p>【スクールガード・リーダーの配置支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールガード・リーダーの配置状況 20市町37人 (2017(平成29)年度) ・学校安全担当指導主事連絡会 年2回 (2017(平成29)年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の実態に応じた学校安全の取組みの推進 (2022年度)
<p>【地域安全センター、青色防犯パトロール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域安全センター設置数：982小学校区 (2017(平成29)年5月11日時点) ・青パト活動車両：1,227台 (2017(平成29)年5月11日時点) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域安全センターを拠点とした防犯ボランティア活動等を通じて、地域防犯力を向上させる ・青色防犯パトロールの身近で発生する犯罪を減少させ、市民の体感治安を向上させる。 ・地域安全センター全小学校区設置 (2022年度)

知事の権限事務

◇防犯教育の充実

【事業概要】

教職員を対象に、警察の協力を得て、事故発生時の対応や実技指導（さすまたの使い方、護身術）、不審者侵入時の対処方法などの研修を実施し、防犯に関する資質向上を図るとともに、学校の防犯教育の充実を図る。

◇交通安全教育の充実等

【事業概要】

教職員を対象に、学識経験者による交通行動に関する講義や各学校における実践的な交通安全教育の取組事例等の発表などを行い、交通安全教育の充実を図るとともに、「大阪府自転車条例」に基づき、府内学校のすべての自転車通学者が、自転車賠償保険に加入することで、自転車の安全な利用を促進する。

また、小学校等が実施する
識等についての講座や参加・

知事の権限事務

書し、交通安全に関する基礎知

さらに、府教育委員会、市町村教育委員会、道路管理者、警察が連携し、通学路の安全確保へ向けた取組みをすすめる。

【事業目標】

現状	目標
・交通安全教室への指導員派遣 (2017(平成29)年度)	への指導員派遣を継続実施 (2018(平成30)年度から)

知事の権限事務

◇私立学校の耐震化の促進

【事業概要】

私立学校施設等の耐震化を促進するため、国（文部科学省）の補助制度に、府独自に上乗せする補助制度を設け、2018（平成30）年度までを緊急対策の取組期間として支援を行うとともに、府のホームページで私立学校施設の耐震化の取組状況を公表する。

緊急対策の期間終了後は、園児、児童、生徒等の安全、安心の観点から、国の補助制度も活用しながら、支援の方策を検討する。

教育長の権限事務

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化率 幼稚園 : 84.5% 小学校 : 96.9% 中学校 : 92.5% 高校 : 83.0% 高等専修学校（学校法人立）：89.7% ※「幼稚園」には、私学助成園から子ども・子育て支援新制度へ移行した園を含む ※「高校」には「中等教育学校」を含む （2017（平成29）年4月1日時点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化率 全校種 95%以上をめざす （2020年度）

基本方針 9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します

基本的方向

- 学校の教育活動を支える取組みへの地域人材の参画を促すとともに、ネットワークづくりをすすめます。
- 多様な親学びの機会の提供を図るとともに、家庭教育に困難を抱え孤立しがちな保護者への支援を促進します。
- 家庭・地域における子育て・教育力の向上を図るとともに、小学校との連携をすすめるなど、幼児教育の充実を図ります。
- 共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化に対応し、幼稚園における保育サービスの拡大や、地域の子育て・家庭教育を支援する機能の強化を促進します。

後期事業計画の視点

前期事業計画に基づき、地域全体で学校を支援する体制構築に取り組んだ結果、学校支援地域本部等による学校支援活動を全中学校区で実施するなど、地域人材の参画がすすんでいる。また、コーディネーターやボランティアを対象とした研修や交流会等を継続実施し、持続的な地域の活動を支えるネットワークづくりもすすんだ。

地域における家庭教育への支援としては、親学びの機会である親学習を、すべての市町村・中学校・府立高校で実施するとともに、困難を抱え孤立しがちな保護者に対する訪問型家庭教育支援の取組みもすすみつつあり、引き続き、これらの取組みを継続していくことが求められる。

一方で、社会的な問題として、子どもの貧困や家庭の社会的孤立といった課題がある中、地域、家庭、学校が連携・協働した取組みをさらにすすめていくことで、「地域・家庭の教育力の向上」を図ることが必要である。

幼児教育については、子ども・子育て支援新制度のもと、幼児教育センターにおけるアドバイザーの育成や教職員に対する研修機会の充実などを通じて、幼児教育に携わる教職員の専門性の向上を図り、幼児教育の質を向上させることが必要である。また、2018（平成30）年度から実施される「幼稚園教育要領」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」においても「幼児期までに育てほしい姿」と小学校の教育課程との接続や、小・中学校間の一貫性を持った系統性のある指導などが示されたところであり、子どもの発達段階に対応した取組みを促進していく必要がある。

実現をめざす主な指標

指 標	現 状 値	目 標 値
保護者や地域の方が学校の教育活動や教育環境の整備、放課後の学習・体験活動等に、よく参加・参加すると回答している学校の割合 (学校長と地域の方が協議して回答)	— 【参考】 学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の方が学校における教育活動や様々な活動に「よく参加してくれる」「参加してくれる」と回答している学校の割合 小学校 92.4% (※全国：88.7%) 中学校 93.6% (※全国：77.4%) (2017 (平成 29) 年4月調査)	90%をめざす (2022 年度)
大人 (保護者) に対する親学習を小学校数以上実施する市町村数 (政令市除く)	16/41 市町村 (2016 (平成 28) 年度)	41/41 市町村をめざす (2022 年度)
訪問型家庭教育支援を実施する市町村数 (政令市除く)	15 市町村 (2016 (平成 28) 年度)	増加させる (2022 年度)
幼児教育アドバイザーの認定者数	幼児教育アドバイザーの認定者数 133 名 (2017 (平成 29) 年度)	500 名の認定をめざす (2022 年度)
子育て相談等、子育て支援事業に取り組む私立幼稚園等	補助対象園 (2016	補助対象園で 100%をめざす (2022 年度)

教育長の権限事務

◇地域と学校の連携・協力体制の整備と普及啓発活動の実施

【事業概要】

従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤とし、地域住民や保護者、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成する地域学校協働本部により、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を促進するため、次の取組みを実施する。

☞地域学校協働活動の核となる人材等の育成・定着

先進的な地域学校協働活動の事例を紹介するコーディネーター研修や実践交流会、コーディネート機能を充実する研修等を実施し、地域学校協働活動の核となる人材（地域学校協働活動推進員・地域コーディネーター）の育成・定着や参画する人材（ボランティア）の拡充を図る。

☞持続的かつ多様な活動を支えるネットワークづくりに向けた啓発活動の促進

学校と多様な活動団体（地域組織・NPO・企業・大学等）との連携・協働を促進し、地域全体で子どもの学びや成長を支えるネットワークづくりをすすめるため、連携・協働活動の成功事例等を集約し、他地域の参考にできるよう情報発信する。

【事業目標】

現状	目標
【地域人材の育成・定着】 ・地域人材の育成・定着を目的とした研修等の実施 （5回） （2017（平成29）年度）	・地域人材の育成・定着を目的とした研修等の継続 実施 （2018（平成30）年度から）
【ネットワークづくりに向けた啓発活動の促進】 ・連携・協働活動の成功事例等の収集・発信 （2017（平成29）年度）	・連携・協働活動の成功事例等の収集・発信 30事例（2022年度）

◇地域人材との連携による子どもの学びの支援

【事業概要】

豊かな経験や高い専門性を持つ地域人材の学習支援への参画を促進し、子どもの豊かな体験活動や地域の大人と関わる場づくりをすすめるため、教職員及び地域コーディネーターを対象とした、地域と連携・協働した学習支援活動に関する研修や、他地域で参考にできる成功事例の集約、市町村教育委員会等への情報発信を継続的に実施する。

【事業目標】

現状	目標
・学習支援活動に関する研修を実施（年1回） （2017（平成29）年度）	・学習支援活動に関する研修の継続実施 （2018（平成30）年度から）

◇放課後等の子どもの体験活動や学習活動等の場づくり

【事業概要】

放課後や週末等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保し、地域のボランティア人材の参画・協力を得て、子どもの体験・交流活動等を推進する。

また、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に、遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の整備促進を図るとともに、障がいのある子どもの参加を推進するため、好事例を収集し情報提供を行う。

さらに、2016（平成28）年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」において、放課後一人でいる子どもが約2割いることや、困窮世帯ほど授業時間以外の勉強時間について「まったくしない」の割合が高いことが明らかになった。こうした調査結果を踏まえ、地域における居場所づくりや学習支援の充実を図るとともに、親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業）や、**知事の権限事務**、貧困対策事業・居場所づくり事業により、市町村の取組みを支援していく。

加えて、生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業について、市町村会議や全市町村訪問等を通じて先進事例を紹介するなど、府内自治体に対し事業実施を働きかけるとともに支援内容の充実を図る。

【事業目標】

現状	目標
<p>「おおさか元気広場」（体験活動等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校区 425 校区（100%） ・協力企業・団体による出前プログラム数 43（2017（平成 29）年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全小学校区で継続実施（2018（平成 30）年度から） ・協力企業・団体による出前プログラム数 55（2022 年度）
<p>「放課後児童クラブ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合計画における確保方策 59,184 人（2016（平成 28）年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合計画における確保方策 65,762 人（2019 年度）
<p>「ひとり親家庭等生活向上事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの生活・学習支援事業実施市町村数 3 市（2016（平成 28）年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひとり親家庭等生活向上事業」及び生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業において実施 13 市（2019 年度）
<p>「新子育て支援交付金」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015（平成 27）年度に創設し、 <p>付金の優先配分枠事業に子どもの貧困対策関係事業として、子どもの貧困対策事業、居場所づくり事業を位置づけ、本事業の活用により、市町村が取り組む子どもの貧困対策を推進。</p> <p>子どもの貧困対策事業（学習支援） 10 市町（2017（平成 29）年度）</p>	<p>付金については、子どもの貧困対策に係る事業の実施市町村の増加をめざす。</p> <p>（2022 年度）</p>
<p>「学習支援事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28/35 自治体（政令市・中核市含む）で実施 ※福祉事務所設置自治体が事業実施（2017（平成 29）年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全 35 自治体で実施（2022 年度）

知事の権限事務

◇障がいのある児童の放課後等における療育の支援

【事業概要】

障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中に家庭から通所しながら、生活能力向上のための訓練などが受けられる放課後等デイサービスに対し、人材育成、機関支援を行い、障がいのある児童の療

知事の権限事務

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスの延べ利用人数 144,099 人日/月（2016（平成 28）年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスの延べ利用人数 267,419 人日/月（2020 年度） <p>（「第 5 期大阪府障がい福祉計画」）</p>

◇すべての府民が親学習に参加できる場づくり

【事業概要】

より多くの保護者が参加でき、様々な教育課題や家庭の状況に応じた学びができるよう、市町村や関係機関等と連携して、学校や関連施設、企業等での大人を対象とした学習機会の提供を促進する。また、親学習教材等の家庭教育に関する資料の整備・活用をすすめるとともに、地域での活動を先導する親学習リーダー等の支援人材を育成する。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> 大人（保護者）に対する親学習を小学校数以上実施する市町村数 16/41 市町村（政令市除く） （2016（平成 28）年度） 家庭教育支援人材育成研修の実施 （2017（平成 29）年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 大人（保護者）に対する親学習を小学校数以上実施する市町村数 41/41 市町村（政令市除く）をめざす （2022 年度） 家庭教育支援人材育成研修の継続実施 （2018（平成 30）年度から）

◇家庭教育に困難を抱え孤立しがちな保護者への支援の促進

【事業概要】

子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者・家庭に対し、支援を行き届かせるため、地域人材で構成される「家庭教育支援チーム」が学校や保健・福祉等の関係機関と連携して実施する訪問型の家庭教育支援を促進するとともに、家庭教育支援チーム員の育成や家庭と地域のつながりづくりをすすめる。

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> 訪問型家庭教育支援を実施する市町村 15 市町（政令市除く） （2016（平成 28）年度） 家庭教育支援人材育成研修の実施 （2017（平成 29）年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問型家庭教育支援を実施する市町村 増加させる（2022 年度） 家庭教育支援人材育成研修の継続実施 （2018（平成 30）年度から）

◇幼稚園・保育所・認定こども園における教育機能の充実

【事業概要】

幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターにおいて幼児教育アドバイザーを育成する。また、幼児教育アドバイザーが主体となって行う園内外での研修を推進するため、幼児教育コーディネーターによる支援体制を構築する。

また、幼児教育に関するフォーラムや合同研修等による効果的な取組みの普及を図り、「幼児教育推進指針」で示した方向性の周知・浸透に努め、幼稚園・保育所・認定こども園における教育機能の充実を図る。なお、2018（平成30）年度中に「幼児教育推進指針」の改訂を行う。

【事業目標】

現状	目標
・幼児教育アドバイザーの認定者数 133 名 (2017 (平成 29) 年度)	・幼児教育アドバイザーの認定 500 名をめざす (2022 年度)

◇認定こども園の普及・促進

【事業概要】

認定こども園の整備等に要する費用の一部を補助する国制度の活用により、認定こども園の整備を促進する。

知事の権限事務

【事業目標】

現状	目標
・認定こども園数 505 園 (2017 (平成 29) 年度)	・認定こども園数 増加させる (2019 年度)

◇私立幼稚園における多様な保育ニーズへの対応

【事業概要】

多様な保育ニーズに対応するため、私立幼稚園の認定こども園への移行を支援するとともに、私立幼稚園での預かり保育の長時間化や夏休み等の長期休業期間における預かり保育の実施日数増を促進する。

【事業目標】

現状	教育長の権限事務	目標
<ul style="list-style-type: none"> 開園時間が11時間以上の私立幼稚園数：193園（2016（平成28）年度） 長期休業期間の預かり保育を実施する私立幼稚園のうち、長期休業期間中の実施日数（4月から10月）が30日以上園数：72園（2016（平成28）年度） 		<ul style="list-style-type: none"> 開園時間が11時間以上の私立幼稚園数：210園（認定こども園へ移行した園を含む）（2022年度） 長期休業期間の預かり保育を実施する私立幼稚園のうち、長期休業期間中の実施日数（4月から10月）が30日以上園数：80園（認定こども園へ移行した園を含む）（2022年度）

◇私立幼稚園等による子育て支援事業の促進

【事業概要】

私立幼稚園等にキンダーカウンセラーを配置し、在園児の保護者以外も含めた地域の保護者を対象にしたカウンセリングの実施や、園庭開放、親子登園、地域での幼児教育に関する情報交換の場の提供、保護者どうしの交流事業など、地域の子育て支援拠点としての機能の充実を促進する。

教育長の権限事務

【事業目標】

現状	目標
<ul style="list-style-type: none"> 子育て相談等、子育て支援事業に取り組む私立幼稚園等：補助対象園の87.7%（2016（平成28）年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て相談等、子育て支援事業に取り組む私立幼稚園等：補助対象園で100%をめざす（2022年度）

◇校種間連携の強化【一部再掲】

【事業概要】

保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の接続や連続性を踏まえ、校種間の段差を解消し円滑な接続を図るため、異なる校種間での研修交流を実施する。

（「基本方針1：市町村とともに小・中学校の教育力を充実します」参照）

基本方針 10 私立学校の振興を図ります

基本的方向

■私立幼稚園

- 共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化に対応し、保育サービスの拡大や、地域の子育て・家庭教育を支援する機能の強化を促進します。
- 幼児の障がいが重度・重複化、多様化している状況を踏まえ、障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を促進します。

■私立小・中学校

- 義務教育段階において児童・生徒に多様で幅広い学校選択の機会の提供と特色ある教育を行えるよう、私立小・中学校の振興を図ります。

■私立高校

- 家庭の経済的事情にかかわらず、安心して自由に学校選択できる機会を提供するため、私立高校生が安心して自由に学校選択できる機会を確保し、実施します。あわせて、効果検証を行い、今後の制度検討を行います。
- 私立高校が、それぞれの建学の精神に基づき、社会の変化や府民の教育ニーズに対応した特色・魅力ある教育を行えるよう、私学教育の振興を図るとともに、公私がより共通の土俵で競い合える環境づくりに努めます。

■私立専修学校・各種学校

- 高校生等の職業観・勤労観を醸成し、キャリア形成の支援ができるよう、高校等と専修学校との連携の促進に努めます。
- 産業界等のニーズに沿った専門的・実践的な職業教育が提供できるよう、専修学校における産業界等との連携の促進に努めます。
- 後期中等教育段階において、職業教育など多様な教育が提供できるよう、高等専修学校の振興を図ります。

教育長の権限事務

後期事業計画の視点

前期事業計画に基づき、私立幼稚園においては、幼児教育を支える教員の人材確保が課題となる中、保育サービスの拡大に取り組む園を支援することにより、地域の子育て・家庭教育の支援機能の強化につなげるとともに、小・中学校についても建学の精神に基づく個性的で特色のある教育が実施できるよう、その取組みを支援し、小・中学校の振興を図った。

私立高校については、私立高校生等に対する授業料無償化制度の実施により、制度創設前と比べ私立高校に進学する割合が増加する等、経済的理由を問わず生徒が自由に学校選択することを可能にしている。前期事業計画期間中、私立高校に対する保護者の満足度も上昇するなどの成果が出ている。

教育長の権限事務

私立専修学校等については、企業等が求める人材育成を目的とした教育課程の編成や企業等における現場実習など実践的な職業教育を行い、生徒のニーズに沿って当該教育に関連する企業等への就職につなげる産学接続型教育の普及・拡大に取り組んだことにより、私立専修学校卒業者の就職率が向上した。

今後とも、私立学校が、それぞれの建学の精神に基づき、社会の変化や府民の教育ニーズに対応した特色・魅力ある教育を行えるよう支援していくことが求められる。

実現をめざす主な指標

指 標	現 状 値	目 標 値																								
子育て相談等、子育て支援事業に取り組む私立幼稚園等	補助対象園の87.7% (2016(平成28)年度)	補助対象園で100%をめざす (2022年度)																								
私立高校に対する生徒・保護者の満足度	73.1% (2016(平成28)年度)	向上させる (2022年度)																								
私立高校の教員が信頼できると答えた生徒の割合	68.7% (2016(平成28)年度)	向上させる (2022年度)																								
私立高校全日制課程の生徒の中退率	1.1%(※全国:1.2%) (2016(平成28)年度)	全国水準の維持をめざす (2022年度)																								
私立高校卒業者(全日制)の大学進学率	73.0% (2016(平成28)年度)	向上させる (2022年度)																								
私立高校卒業者の就職率(就職者の就職希望者に対する割合)	92.4%(※全国:97.7%) (2016(平成28)年度)	全国水準をめざす (2022年度)																								
専修学校生の関係分野就職率	71.5%(※全国:75.8%) (2016(平成28)年度)	全国水準をめざす (2022年度)																								
私立学校における学校情報の公表状況	<p>学校情報公表率 (2016(平成28)年度決算)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>財務 情報</th> <th>自己 評価</th> <th>学校 関係者 評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園</td> <td>91.1%</td> <td>94.4%</td> <td>83.0%</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>94.1%</td> <td>88.2%</td> <td>94.1%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>96.8%</td> <td>92.1%</td> <td>90.5%</td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td>96.9%</td> <td>93.8%</td> <td>91.7%</td> </tr> <tr> <td>専修 学校</td> <td>—</td> <td>67.6%</td> <td>54.5%</td> </tr> </tbody> </table>		財務 情報	自己 評価	学校 関係者 評価	幼稚園	91.1%	94.4%	83.0%	小学校	94.1%	88.2%	94.1%	中学校	96.8%	92.1%	90.5%	高校	96.9%	93.8%	91.7%	専修 学校	—	67.6%	54.5%	いづれについても100%をめざす (2022年度)
	財務 情報	自己 評価	学校 関係者 評価																							
幼稚園	91.1%	94.4%	83.0%																							
小学校	94.1%	88.2%	94.1%																							
中学校	96.8%	92.1%	90.5%																							
高校	96.9%	93.8%	91.7%																							
専修 学校	—	67.6%	54.5%																							
私立学校の耐震化率	幼稚園 : 84.5% 小学校 : 96.9% 中学校 : 92.5% 高校 : 83.0% 高等専修学校(学校法人立): 89.7% ※「幼稚園」には、私学助成園から子ども・子育て支援新制度へ移行した園を含む ※「高校」には「中等教育学校」を含む (2017(平成29)年4月1日時点)	全校種95%以上をめざす (2020年度)																								

◇認定こども園の普及・促進【再掲】

【事業概要】

認定こども園の整備等に要する費用の一部を補助する国制度の活用により、認定こども園の整備を促進する。

（「基本方針9：地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します」参照）

◇私立幼稚園における多様な保育ニーズへの対応【再掲】

【事業概要】

多様な保育ニーズに対応し、認定こども園への移行を支援するとともに、私立幼稚園での預かり保育の長時間化や夏休み等の長期休業期間における預かり保育の実施日数増を促進する。

（「基本方針9：地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します」参照）

教育長の権限事務

◇私立幼稚園等による子育て支援事業の促進【再掲】

【事業概要】

私立幼稚園等にキンダーカウンセラーを配置し、在園児の保護者以外も含めた地域の保護者を対象にしたカウンセリングの実施や、園庭開放、親子登園、地域での幼児教育に関する情報交換の場の提供、保護者どうしの交流事業など、地域の子育て支援拠点としての機能の充実を促進する。

（「基本方針9：地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します」参照）

重点取組④③

私立小・中学校における取組みの促進

◇私立小・中学校の振興

【事業概要】

義務教育段階において児童・生徒に多様で幅広い学校選択の機会と特色ある教育内容を提供できるよう私立小・中学校を振興する。

重点取組④④

特色・魅力ある私立高校づくりの支援

◇高校の授業料等に係る支援【再掲】

【事業概要】

教育長の権限事務

☞高等学校等就学支援金

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒などがその授業料に充てるものとして就学支援金を支給する。

☞私立高校生等に対する授業料に係る支援

生徒が、中学校卒業時の進路選択段階で、私立の高校や高等専修学校等についても自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するとともに、切磋琢磨しながら大阪の教育力向上を図る観点から授業料支援を実施する。2023年度入学生までを対象に多子世帯の保護者負担に一層配慮した授業料支援を行うとともに、効果検証を行い、国の動向も見極めつつ、その後の制度の検討を行う。

☞奨学のための給付金制度

高等学校等に在学するすべての意思のある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の負担軽減を目的として、奨学のための給付金を支給する。

☞学び直しのための支援金制度

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間36月（定時制・通信制は48月）の経過後であっても、卒業までの間（最長2年）就学支援金相当額を支給し、授業料の負担軽減を図る。

（「基本方針2（1）：公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます」参照）

◇優れた取組みを実践する学校に対する支援【再掲】

【事業概要】

建学の精神に基づき特色・魅力ある教育を行っている私立高校を振興するとともに、大阪の教育力向上のために、優れた取組みを実践する学校を支援する。

また、「大阪府全日制高等学校等の設置認可に関する審査基準」等に基づき、特色ある教育を行う私立学校の設置認可等により、生徒・保護者の学校選択肢の一層の充実を図るなど、私学教育の多様化と学校間の切磋琢磨を促進する。

(「基本方針 2 (1)：公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます」参照)

教育長の権限事務

◇キャリア教育の充実【再掲】

【事業概要】

高校と専門学校、企業、外部人材との連携強化を図り、職業適性診断や職業体験、インターンシップなど、各校の生徒のニーズに応じたキャリア教育・職業教育プログラムを実践し、生徒の勤労観・職業観の醸成や「社会人基礎力」の習得を支援する。

(「基本方針 2 (1)：公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます」参照)

重点取組④**専修学校・各種学校における取組みの促進****◇専修学校の職業教育による職業人の育成****【事業概要】**

職業教育を通じて、自立した職業人の育成を図るため、専門的・実践的な職業教育を行う高等教育機関である専門学校との振興に取り組む。

また、後期中等教育段階において、職業教育や語学教育など多様な教育を通じて、職業人としての基本的能力の育成等を図るため、高等専修学校を振興する。

【事業目標】

現状	目標
・専修学校生の関係分野就職率 71.5%（※全国：75.8%） （2016（平成28）年度）	・専修学校生の関係分野就職率 全国水準をめざす （2022年度）

教育長の権限事務**◇後期中等教育段階における「複線型の教育ルート」の確立****【事業概要】**

生徒が中学校卒業時の進路選択段階で、多様な進路の中から、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を提供するため、私立高校と同様に高等専修学校等も授業料無償化制度の対象とすることにより、「複線型の教育ルート」の確立に努める。

◇専修学校の質保証・向上の推進**【事業概要】**

専修学校（専門課程）の教育課程における企業等との産学連携の強化、教員の資質向上及び学校関係者評価実施等の推進により、教育内容の充実を図ることで、専修学校の質保証・向上を推進する。

【事業目標】

現状	目標
・職業実践専門課程の認定数 94校 324学科 （2017（平成29）年度）	・職業実践専門課程の認定数 増加させる （2022年度）

◇高校と専修学校の連携強化

【事業概要】

府内の公私立の高等学校間の連携に関して協議・研究する、キャリア教育における各学校間の連携に関して協議・研究共同研究会（仮称）を設置し、高校と専修学校の連携を促進することにより、キャリア教育を推進する。

教育長の権限事務

重点取組④⑥

私立学校における障がいのある子どもへの支援

◇支援教育の充実に向けた取組みの支援【再掲】

【事業概要】

障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を図るため、私学団体とも連携しながら、私立幼稚園等教員の障がいへの理解を深めるための研修の充実を図る。

また、府内の私立幼稚園等に就園する障がいのある幼児の支援教育の充実及び教育条件の向上を図るため、設置者に対し幼児の保育に直接必要な経費を支援する。

さらに、障がいのある幼児・児童・生徒が個々のニーズに応じた適切な指導及び支援が受けられるよう、府立支援学校の地域支援リーディングスタッフ等が、私立学校の教職員や保護者の教育ニーズに対応できる体制（地域支援体制）の整備を図る。

（「基本方針3：障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します」参照）

教育長の権限事務

重点取組④⑦

私立学校におけるいじめや不登校等生徒指導上の課題解決、及び体罰等の防止に向けた取組みの促進

◇私立学校における児童・生徒への支援・相談の取組みの促進と、体罰等の防止に向けた対応【再掲】

【事業概要】

いじめや体罰等の防止について、府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」「体罰防止マニュアル（改訂版）」「不祥事予防に向けて（改訂版）」等を情報提供し、その活用を促すなど、私立学校や私学団体に対して、いじめや、教職員による体罰等の防止に向けた研修などの取組みを働きかけ、支援する。

また、被害を受けた子どもの立場に立った解決が図られるよう、私学団体による相談窓口の運営のほか、私立学校に対して、スクールカウンセラーの配置や、民間の相談機関等と連携した取組みなど、私立学校に適切な対応を求めていく。

（「基本方針4：子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます」参照）

重点取組④⑧

私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援

◇私学団体における研修事業の支援【再掲】

【事業概要】

人権感覚の育成に向けた府教育委員会の取組みを情報提供するなど、私立学校教職員の人権感覚の育成に向けた取組みを支援する。

(「基本方針6：教員の力とやる気を高めます」参照)

◇教員研修や学校現場での教員交流の実施【再掲】

【事業概要】

公私双方の教員が参加できる研修や、府立高校・私立高校の相互授業見学会の開催など公私間の学校現場での交流を通じ、公私双方の教員の資質向上を図るとともに、各学校間で優れた取組みや成果を共有する。

(「基本方針2 (1)：公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます」参照)

教育長の権限事務

重点取組④⑨

私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進

◇私立学校における学校情報の公表・公開【再掲】

【事業概要】

生徒・保護者が「入りたい」学校を適切に選択できるよう支援するとともに、進路選択に必要な学校情報について積極的な公表・公開をすすめるため、情報を公開していない学校に対して早期に改善が図られるよう学校法人に働きかけ、各学校のホームページ等において、財務情報のほか、自己評価や学校関係者評価等の結果を公表するなど、開かれた学校運営に向けた取組みを促進する。

(「基本方針7：学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます」参照)

◇私立学校の耐震化の促進【再掲】

【事業概要】

私立学校施設等の耐震化（国・都道府県）の補助制度に、府独自に上乗せする補助制度を設け、2022年度から緊急対策の取組期間として支援を行うとともに、府のホームページで私立学校施設の耐震化の取組状況を公表する。

緊急対策の期間終了後は、園児、児童、生徒等の安全、安心の観点から、国の補助制度も活用しながら、支援の方策を検討する。

（「基本方針8：安全で安心な学びの場をつくります」参照）

教育長の権限事務

用語解説

(五十音順)

IELTS

IELTS は International English Language Testing System の略称で、英語力証明のグローバルスタンダードテストとして、ブリティッシュ・カウンシル、IDP : IELTS オーストラリア、ケンブリッジ大学英語検定機構が共同運営で保有する試験。Reading、Listening、Speaking、Writing の4セクションからなり、バンドスコアは 1.0 から 9.0 までで表示。

青色防犯パトロール

青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール。一定の要件を満たし、警察から自動車による自主防犯パトロールを行うことができる旨の証明を受けた団体が、自動車に青色回転灯を装備することができる。青色防犯パトロールは、地域の子どもの見守り活動やその他様々な防犯パトロールなどに効果的に運用されている。

安全衛生委員会

労働災害防止の取組みは労使が一体となって行う必要があることから、労働安全衛生法の規定に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策などについて調査審議を行うために、事業所ごとに設置する組織。

育成支援チーム

支援対象となる府立学校の組織マネジメントに関わり、校長・准校長と十分協議しながら研修プログラムを企画・実施することにより、ミドルリーダーをはじめとしたあらゆる教員の育成を支援している。また、その実施を通して、府立学校におけるミドルリーダーをはじめとしたあらゆる教員の育成のための研修プログラムを開発し、学校の組織力の向上をめざしている。

いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ

大阪府教育委員会において作成したいじめ対応のためのプログラム。「いじめ対応プログラムⅠ」(2007(平成19)年6月)では、いじめへの緊急対応と事後指導のあり方などを提示し、「いじめ対応プログラムⅡ」(2007(平成19)年8月)では、いじめの未然防止を図るため、いじめを乗り越えるために子どもに身に付けさせたい力をはぐくむプログラムなどを提示している。府内すべての公立学校(政令市を除く)に配付した。

いじめ対応マニュアル

いじめが発覚した際の基本的な対応や緊急・重篤な事案における警察など関係機関との連携、ネット上のいじめへの対処方法等、学校における対応を示したマニュアル。2012(平成24)年12月策定。

いじめ防止基本方針

自治体ごとに、いじめ防止対策推進法を踏まえ、自治体や学校法人等の学校設置者及び学校における取組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、いじめ防止のための総合的な方針を策定している。大阪府においては、「大阪府いじめ防止基本方針」を策定。

5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート

加害者・被害者等の保護につながることを目的として、児童・生徒の問題行動の発生時に学校等として必要な対応をまとめたチャート例。

医療的ケア

児童・生徒に必要な痰の吸引・経管栄養などについて、医師の指導のもと主として保護者が自宅等で行うことや、医師の指示により看護師が学校等で行うことを、一般的に「医療的ケア」と呼び、病院で実施する医療行為と区別している。

インターミディエイトセミナー

府立学校の2～4年次の教員を対象に初任者研修の一環として実施。

栄養教諭

栄養教諭は、食に関する指導と給食管理を職務とし、学校における食育推進の要として重要な役割を担っている。

エンパワメントスクール

生徒の「わかる喜び」や「学ぶ意欲」を引き出すため、義務教育段階からの「学び直し」のカリキュラムを徹底する総合学科の府立高校。社会で活躍する力を身に付けさせるため、正解が1つでない問題を考える授業や体験型の授業も重視する。2017（平成29）年度現在、6校。

OJT

「on the job training」の略称で職場内訓練のこと。日常の職場で実際の仕事に即して業務に必要な知識や技能、態度を計画的、体系的に指導すること。

おおさか元気広場

地域人材の参画により、放課後や週末等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保し、子どもの体験・交流活動や学習活動等を促進するもの。

大阪サイエンスデイ

児童・生徒が理科や数学に関する興味・関心を高め、府内全体の理数教育のさらなる推進を図ることを目的として開催している「科学の祭典」。毎年10月下旬に開催し、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）の生徒が中心として発表し中高生が参加する研究成果発表大会や、第一線の科学者による講演会、「科学の甲子園」大阪大会をはじめ、小学生対象の科学実験講座など、府内の小中高校、国公私立の児童・生徒が参加する理数教育のイベント。

大阪障害者職業能力開発校

職業能力開発促進法に基づき、障がい者が就職に必要な技術・知識を習得して職業的に自立し、生活の安定と地位向上を図ることを目的として国が設置し、府が運営する施設。

大阪府学生科学賞

大阪府内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に在籍する児童・生徒から科学研究作品を募集し、優れた作品の表彰を行うとともに公開展示を行うことにより科学教育の振興を図る。

大阪府キャリア教育プログラム

2011（平成23）年3月に府教育委員会が策定したプログラム。大阪の子どもが社会的・職業的に自立し、次の社会の参画者として活躍できるように育成することをめざしている。

大阪府教育センター附属高等学校

府教育センターの研究・研修機能と直結し、一体となった教育活動を実践することにより、大阪の教育課題を踏まえた実践・研究を展開して、教員の指導力の向上を図り、府内全体の教育活動の深化・充実をめざすために設置した高校。

大阪府教員育成協議会

教育公務員特例法第22条の5第1項に基づき、2017（平成29）年度より設置している、教育庁、市教育委員会、大学、公立の小中学校等の校長等で組織する協議会。校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定・変更について協議する。

大阪府教員の資質向上審議会

教育公務員特例法第25条第5項により、指導が不適切である教員の認定等に当たって、府教育委員会からの諮問に基づき調査審議を行うための審議会。

大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例

2017（平成29）年3月施行。「言語としての手話の認識」や、聴覚に障がいのある方々等の「手話の習得の機会の確保」を目的とした条例。

大阪府高等学校教育支援センター（旧 大阪府高等学校適応指導教室）

府教育センター附属高等学校内に設置した教室。心理的又は情緒的な原因などによって、登校の意志があるにもかかわらず登校できない状態にある高校生を対象に、学校復帰をめざして学習支援や心理支援等を行う。

大阪府公立小学校英語学習6カ年プログラム（DREAM）

小学校の6年間で活用できる、英語4技能（聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと）を育成するプログラム。英語の歌や物語を通して、繰り返し英語の音声や文字に触れることにより、子どもが楽しみながら自然に英語を学習していくようになっている。

大阪府自転車条例

自転車利用者の責務、交通安全教育、高齢者のヘルメット着用や自転車保険の加入義務化等について規定。2016（平成28）年4月施行。

大阪ふれあいおりがみ

障がいについての基本的なことを学ぶとともに、「おりがみ」を折る体験を通じて、一人ひとりにじっくりと考えてもらうことを目的としている。この「おりがみ」は、多くのことに興味・関心を持ち始める小学校3年生を中心に、幅広い対象の方に活用いただけるよう作成。

親学習

子育て中の保護者を対象とした、「親としての心構えや、子どもと接する時に大切にすること等を主体的に学ぶ学習」や、親への準備期としての小学生から高校生を対象とした、「親と子の関係や、親となることについて考える学習」等をいう。

親学習リーダー

親学習を行う際にファシリテーター（進行役）をつとめる地域人材で、親学習を推進するに当たり、各地域で中心となって活動をすすめる。府では、2004（平成16）年度から2006（平成18）年度にかけて、また、2014（平成26）年度と2017（平成29）年度に親学習リーダーの養成を行った。

学習指導要領

文部科学省が、学校教育法等に基づき、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたもの。各校種ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容が定められている。小学校においては、2020年度、中学校は2021年度から新しい学習指導要領に基づく教育課程を全面実施。高等学校は2022年度の入学生から順次、実施する。（特別支援学校においては各校種に準ずる。）

学校運営協議会

保護者、地域の住民、学校運営に資する活動を行う者（同窓会・後援会・近隣の企業等）、学識経験者、その他の関係者で構成。学校運営の基本的な方針の承認やその意見を踏まえた学校経営計画の策定及び学校評価を行う。また、府立学校の教員の授業その他の教育活動に関する保護者からの意見の申し出に関し、調査審議し、学校に対して適切な対応を意見具申する。

学校関係者評価

「学校評価ガイドライン」（2010（平成22）年7月20日文部科学省）で示されたもので、保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価する。府立学校の場合、学校運営協議会からの意見を学校関係者評価と位置付けている。

学校教育自己診断

学校の教育活動が児童・生徒の実態や保護者の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、学校自らが診断票（診断基準）に基づいて学校の教育活動の達成度を点検し、学校教育改善のための方策を明らかにするもの。それぞれの学校で結果をまとめて、保護者や地域住民に周知するとともに、学校運営協議会等の場での検討を踏まえ、学校運営改善の取組みをすすめている。

学校協議会

2000（平成12）年から各府立学校の状況に応じて設置を推進。2003（平成15）年に全府立学校に設置した。2012（平成24）年8月から大阪府立学校条例に基づく設置機関となり、地域の住民、保護者、学識経験者、その他の関係者から構成され、学校経営計画や学校評価、教員の授業その他の教育活動について校長に対して意見を述べる機関としてその役割を果たしてきた。

2017（平成29）年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づき、学校運営協議会の設置が努力義務となったことから、2018（平成30）年度に、府立学校条例に基づく学校協議会を廃止し、法に基づく学校運営協議会を新たに設置。

学校経営計画

校長・准校長が、自らの権限と責任のもと、学校の現状と実態を踏まえて、めざす学校像の実現に向けて中期的目標（3か年）を策定するもの。学校経営計画では、「めざす学校像」、「中期的目標」とこれらを踏まえた当該年度の重点目標、取組内容、評価指標を示す。

学校支援地域本部

学校教育の充実、地域の教育力向上を図る取組みとして、地域の大人が多くかかわり、子どもの安全見守りや放課後等の学習支援、環境整備などの学校支援活動を実施することを目的に、中学校区単位に設置。

学校情報ネットワーク

2000（平成 12）年度から稼働。主に生徒が、LAN 教室や、図書室での蔵書検索などで使用するネットワーク。

学校における防災教育の手引き

学校が防災に対する効果的な指導と実践を推進するために、府教育庁が作成した参考資料。

学校保健委員会

校長、養護教諭などの教職員、学校三師（学校医・歯科医・薬剤師）、保護者代表、児童・生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とする健康づくりを推進するための組織。学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能になる。

活用する力

知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など。

関西キャリア教育支援協議会

公益財団法人関西生産性本部が代表事務局となり、公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人関西経済同友会、大阪商工会議所、一般財団法人大阪科学技術センター、日本労働組合総連合会大阪府連合会が協力し、府教育委員会と大阪市教育委員会とが連携して 2012（平成 24）年 3 月に設置した、小中高等学校におけるキャリア教育を産業界・労働界から支援する組織。

危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）

学校における危機管理の具体的な方法や教職員の役割等を明らかにし、危機管理体制を確立するために各学校が作成するもの。

CAN-DO リスト

中学校・高等学校における英語学習において、学習指導要領に基づき、各学校が生徒に求められる英語力を達成するための目標（学習到達目標）を「言語を用いて何ができるか」という観点からリスト化したもの。

給付型奨学金

返還義務のない奨学金。

教育行政の一元化

2016（平成 28）年 4 月から教育行政を総合的に推進するため、私学行政に関する事務を知事から教育長に委任し、教育庁という組織を新たに設置。

教育サポーター

府立高校に在籍する日本語指導を必要とする生徒等に対し、教員とともに授業通訳・日本語指導・母語指導・保護者通訳等の個別の課題に応じ、学習・進路支援等のサポートを行う人材。

教員評価支援チーム

指導主事や校長OBで構成し、校長等の要請に基づき派遣するチーム。授業観察等を行うことにより、教員の課題を明確にし、校内研修など当該教員の指導改善に向けた取組みなどを支援。

教職員の業務負担軽減に関する報告書

2013（平成25）年3月に作成。報告書に基づき、教職員の業務負担軽減に向け、①部活動の見直し ②実態に即した勤務形態の導入 ③効率的な事務処理体制の整備 ④ICT化の推進 ⑤各種調査等の見直しを検討することとしたもの。

共生推進教室

支援学校に学籍がある知的障がいのある生徒が、高等学校でともに学ぶ取組みとして、府において2006（平成18）年度から制度化したもの。職業学科を設置する府立知的障がい高等支援学校の共生推進教室を高等学校に設置し、両校の連携のもと、高等学校の生徒とともに学び、交友を深めている。2017（平成29）年度現在、府立高校8校に設置。

京都・大阪数学コンテスト

大阪府、京都府両教育委員会主催、京都大学大学院理学研究科（数学・数理解析専攻）後援のコンテスト。府内の高校生の数学に対する興味・関心を喚起し、課題を正しく理解する読解力、課題を解決する過程における論理的思考力など、数学的な見方や考え方を培い、数学的資質の向上を図る。

キンダーカウンセラー

臨床心理士など、臨床心理に関して知識・技術を有するカウンセラー。私立幼稚園などで、地域の方々から子育てなど様々な相談を受け、アドバイスを行う。

グローバルサイエンスキャンパス採択校

将来グローバルに活躍しうる傑出した科学技術人材を育成することを目的として、地域で卓越した意欲・能力を有する高校生等を募集・選抜し、国際的な活動を含む高度で体系的な、理数教育プログラムの開発・実施等を行う大学。国立研究開発法人科学技術振興機構が採択し、支援を行っている。

グローバルリーダーズハイスクール

豊かな感性と幅広い教養を身に付けた、社会に貢献する志を持つ、知識の重要性が一層増すグローバル社会をリードする人材を育成するため、文系・理系ともに対応した専門学科「文理学科」を設置している。（2017（平成29）年度時点 10校のうち8校は普通科と併置）

コア・サイエンス・ティーチャー（CST）

地域の小・中学校の理科教育の中核的な役割を担う人材。府教育センターの小・中学校「理科」指導者養成長期研修の修了者を現職教員 CST として認定している。

工科高校

工業に関する職業教育を主とする専門高校。

工科高校9校（2017（平成29）年度時点）がそれぞれの持つ強みを生かし、2014（平成26）年度より各校の人材育成を3つのタイプで重点化している。

①高大連携重点型

工業技術の理論を学ぶ工学系大学進学を視野に入れ、技術と理論を兼ね備えた「将来の高度技術者」の育成に重点を置く。

②実践的技能養成重点型

高度な職業資格取得をめざし、「高い付加価値を生み出す技術・技能を持つ人材」の育成に重点を置く。

③地域産業連携重点型

実習や授業における企業連携を一層すすめて、「ものづくり現場を支えて指導・管理・改善を推進する現場のリーダーとなる人材」の育成に重点を置く。

高校生活支援カード

すべての生徒にとって、安全で安心な学校づくりをすすめるために、保護者の協力のもとに作成し活用するもの。カードを活用することにより、高校が生徒の状況や保護者のニーズを把握し、生徒、保護者、中学校の想いを受け止め、高校卒業後の社会的自立に向けて学校生活を送れるよう適切な指導・支援の充実につなげる。2014（平成26）年度からすべての府立高校で活用。

高等職業技術専門校

職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設として設置。新規学校卒業者や求職者を対象に、訓練に応じて、6か月、1年、2年という期間の中で、実践力を重視した職業訓練を行っている。

校内研究

学校において、児童・生徒の教育のために、教職員が共同で行う研究。

国際科学オリンピック

国際科学オリンピックは、次世代を担う高校生等の理数分野や科学技術に対する興味・関心を喚起し、意欲・能力を高め、将来の科学技術をリードしていく人材を育成するために開催されている国際的なコンテスト。「数学オリンピック」をはじめ、化学、生物、物理、情報、地学、地理の各分野のオリンピックがあり、毎年、実施されている。

国際関係学科

卒業までに、外国語や国際関係に関する専門教科を25単位以上学ぶ専門学科。
府立高校には、国際教養科、国際文化科、国際科（グローバル科）を設置している。

・国際教養科

異文化理解、情報処理、英語やその他の外国語、世界の国々の文化、課題研究に関する専門科目を学ぶ学科。

2017（平成29）年度時点 府立高校5校に開設。

・国際文化科

異文化理解や国際理解、英語や情報機器を活用したコミュニケーション、課題研究やプレゼンテーションに関する専門科目を学ぶ学科。

2017（平成29）年度時点 府立高校3校に開設。

・国際科（グローバル科）

英語、異文化理解・国際理解、論理的な思考・表現に関する専門科目を学ぶ学科。

2017（平成29）年度時点 府立高校2校に開設。

志（こころざし）学

豊かな人間性等を身に付け、夢や希望、志を持ってよき社会人として自立するとともに、社会についての理解や健全な批判力等を養い、社会の発展に寄与する態度をはぐくむことを目的とし、2011（平成23）年度よりすべての府立高校で展開。

子ども・子育て支援新制度

2012（平成24）年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。2015（平成27年）4月に制度開始。

こども支援コーディネーター

いじめ等生徒指導上の諸課題を解決するために配置された教員。学校全体の指導体制の充実を図り、家庭、地域や警察等の関係機関との連携を担うことで、学校の総合的な問題解決機能の向上に努める。

子どもの安全見守り隊

小学校の通学路等において、登下校時の子どもの見守り活動を行う、PTA、自治会等からなる地域の学校安全ボランティア。

子どもの生活に関する実態調査

2016（平成28）年度に、府が、子どもや子育てに関する支援策の充実を図り、効果的な子どもの貧困対策を検討するため、小学5年生・中学2年生のいる世帯を対象に実施した調査。

こども 110 番運動

子どもがトラブルに巻き込まれそうになった時、助けを求めてかけ込むことができるように、地域の協力家庭が「こども 110 番の家」の旗などを掲げたり、「こども 110 番」のステッカーを貼った業務用車両が「動くこども 110 番」として地域を走り、助けを求めて来た子どもを保護することにより、子どもを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとする運動。

個別の教育支援計画

障がいのある子ども一人ひとりのニーズを把握し、中・長期的な観点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、関係機関と連携を図りつつ、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する計画。

個別の指導計画

個別の教育支援計画を踏まえ、より具体的に個別の指導目標や指導内容・方法を明確にして作成した年間又は学期ごとの各教科、自立活動などにおける指導計画。

サイエンススクールネットワーク（SSN）

府における理数教育の一層の活性化と国際社会で活躍できる科学者や技術者の基礎力育成をめざし、2008（平成 20）年度に発足。スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定校をはじめとして、現在は府立高校 14 校、国立高校 1 校、大阪市立高校 2 校、私立高校 1 校の計 18 校が加盟（2017（平成 29）年度現在）。

支援学級

障がいのある児童・生徒一人ひとりの状況や教育的ニーズに応じた教育を受けることができるよう、府では弱視学級、難聴学級、知的障がい学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、自閉症・情緒障がい学級を小・中・義務教育学校に設置している。府ではこれらを総称して「支援学級」という用語を使用している。

支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者や関係機関に対する学校の窓口として、校内外における支援教育に関するコーディネートを担当者。

支援人材

保護者や民生委員、青少年指導員、学生ボランティア等、学校を支援する地域の人材。

指導改善研修

教育公務員特例法第 25 条第 1 項等に基づき、府教育委員会が教員の資質向上審議会に諮ったうえで、「指導が不適切である」と認定した教員に、指導力の改善を図る目的で行う研修。

指導主事

学校が営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局（府の場合、教育庁）に置かれる職。

社会人基礎力

「これまで以上に長くなる個人の企業・組織・社会との関わりの中で、ライフステージの各段階で活躍し続けるために求められる力」と定義され、「前に踏み出す力」・「考え抜く力」・「チームで働く力」の3つの能力（12の能力要素）を内容としつつ、能力を発揮するにあたって、目的、学び、組合せのバランスを測ることが、自らキャリアを切りひらいていく上で必要と位置付けられている。

経済産業省が2006（平成18）年から提唱しており、2018（平成30）年に、「人生100年時代の社会人基礎力」として定義を見直した。

社会に開かれた教育課程

社会の変化に目を向け、教育が普遍的にめざす根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていくため、

- 1 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- 2 これからの社会を創り出していく子どもが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓（ひら）いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。
- 3 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源の活用や、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携により、学校教育を学校内に閉じずに、そのめざすところを社会と共有・連携しながら実現させること。

の3点を重要視した教育課程。

授業アンケート

確かな学力の向上をめざして、児童・生徒にとって「わかる授業」「魅力ある授業」を実現するために、児童・生徒、教職員、保護者等が多様な観点から授業を検証する取り組み。

授業研究

授業の質の向上、新しい教育方法の効果測定などを目的に行う研究。

首席

校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して必要な指導・総括にあたる職。

主体的・対話的で深い学び

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。

【対話的な学び】

子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。

【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かうこと。

少人数学級編制

公立小・中・義務教育学校・高等学校について、40人を下回る人数で学級編制を行うこと（支援学級、複式学級を除く）。公立小・中学校の学級編制の標準は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）」により、40人とされてきたが、2003（平成15）年からは学級編制基準を引き下げる等により一律に40人を下回る学級編制を実施することが可能になっている。

少人数・習熟度別指導

児童・生徒の確かな学力を育むため、教科等の特性に応じ、児童・生徒の学習の習熟の程度に応じて少人数による学習集団を編成し、組織的・計画的に指導を行うもの。教科や単元によっても異なるが、習熟度別指導は、一斉授業やチーム・ティーチング等の指導方法と組み合わせて行われる。

少年サポートセンター

府、府警察本部及び府教育庁が連携して、非行防止や立ち直り支援等、少年の健全育成に向けた取り組みを行うための非行防止活動のキーステーション。非行の前兆ともなりうる不良行為等の問題行動の早期発見を図る街頭補導活動をはじめ、少年や保護者等に対するきめ細かな指導・助言を行う少年相談、小学校高学年を対象にした非行防止・犯罪被害防止教室等の啓発活動などを行っている。

職業コース

知的障がい支援学校高等部（肢体不自由支援学校の高等部生活課程を含む）に設置する、就労を通じた社会的自立に向けて必要となる基礎的な力をはぐくむためのコース。

初任者等育成プログラム

府教育センターが2014（平成26）年3月に策定した、初任者をはじめとする経験の少ない教職員向けの育成プログラム。

人権教育基本方針

人権についての正しい理解を図り、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進する基本的な考え方を示したもの。

人権教育COMPASS

生徒の人権に関わる喫緊の教育課題に関して、府立学校の実践の蓄積をもとに、府立学校の教職員及び研究団体と共同研究した成果についてとりまとめた人権学習教材。

人権教育推進プラン

人権教育について、「人権及び人権問題を理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊重された教育」の3側面から基本方向を示し、学校教育、社会教育での具体的施策の推進方向を示したもの。

新子育て支援交付金

大阪府子ども総合計画の目標達成に資するもので、府が定めるモデルメニューの趣旨に適合する市町村の事業に対し、交付するもの。

水生生物センター

府立環境農林水産総合研究所の施設。府内の水辺の生物多様性保全のため、様々な調査研究を行っている。また、府内に生息する淡水魚介類の生体展示や水辺の自然環境に関わるパネル展示を行っており、広く府民に開放している。

スーパーグローバル大学トップ型指定校

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組や改革、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、国際化を進める大学であり、世界ランキングトップ100をめざす力があるとして、国から指定を受けた大学。

スーパーグローバルハイスクール

生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的に、文部科学省により指定された高等学校。指定期間は5年。

スーパーサイエンスハイスクール

国際的な科学技術関係人材を育成するために、先進的な理数系教育を実施する学校として文部科学省により指定された高等学校。指定期間は5年であり、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習など、先進的な理数教育を実施するとともに、高大接続のあり方について大学との共同研究や国際性をはぐくむための取組みを行っている。

スクールガード・リーダー

警察官OB等を地域学校安全指導員として委嘱。学校の巡回指導や地域住民による通学路等における子どもの安全を見守る活動を行う「子どもの安全見守り隊」等のボランティアに対する指導・助言を行う。

スクールカウンセラー

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童・生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイス等を行う臨床心理士。

スクールソーシャルワーカー

問題行動等生徒指導上の課題に対し、学校と福祉をつなぐ専門家。主に、子どもの生活環境の改善を働きかけるよう、学校とともに見立てと支援計画を立て、福祉関係機関等に働きかけ課題解決を図る。

スクールソーシャルワーカースーパーバイザー

スクールソーシャルワーカーに対して指導助言する者。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策強化を図るため、生活困窮者に対して自立相談支援事業等の支援を行い、経済的自立等を図る。

(実施主体：福祉事務所設置自治体)

- ・ 必須事業：自立相談支援事業、住宅確保給付金
- ・ 任意事業：就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業

政治的教養を育む教育推進のためのガイドライン

2016（平成28）年2月に、府教育委員会が各学校において国の副教材が十分に活用されるよう、活用方法や指導上の留意点などについて取りまとめたもの。生徒が政治や選挙に関する理解を深め、社会の諸課題を協働的に追求し解決する力などを身に付けることができるよう、政治的教養をはぐくむ教育の充実を図ることをめざす。

世界文化遺産

1972年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて世界遺産一覧表に登録された、顕著な普遍的価値を有する記念物、建造物群、遺跡、文化的景観などを文化遺産としている。他に自然遺産、文化遺産と自然遺産の両方の価値をあわせもつ複合遺産がある。

全校一斉退庁日

週1回設定される、遅くとも午後7時までに全員退庁する日。2017（平成29）年4月から府立学校全校で実施。

全国学力・学習状況調査

小学校第6学年・義務教育学校前期課程第6学年・特別支援学校小学部第6学年、中学校第3学年・義務教育学校後期課程第3学年・中等教育学校第3学年・特別支援学校中学部第3学年を調査の対象学年とした、学力と生活・意識等に関する全国調査。2007（平成19）年度から文部科学省が実施。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査

国が小学校・特別支援学校小学部・義務教育学校前期課程第5学年、中学校・中等教育学校・特別支援学校中学部・義務教育学校後期課程第2学年を対象に実施する「新体力テスト」のほか、児童・生徒の生活習慣等や学校における子どもの体力向上に係る取組み等に関する全国調査。各学校が児童・生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的としている。

専修学校（高等専修学校、専門学校）

学校教育法第124条に基づく教育機関。職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とし、中学校卒業者を対象にした高等課程（高等専修学校）と高等学校等卒業者を対象にした専門課程（専門学校）、入学資格に特に制限がない一般課程の3課程に分かれる。

センター的機能

府立支援学校が、小・中学校等の要請により、障がいのある幼児・児童・生徒の教育に関し、教員等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりする。各支援学校の教員の専門性や施設・設備を生かして地域における支援教育に関する相談のセンターとしての役割を担うこと。

専門コース

生徒の多様な進路選択を実現するために、音楽、体育、情報等の専門科目を12単位以上開設。2017（平成29）年度時点 府立高校39校に設置。

専門人材

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校長や教員OBなど、専門的な知識と経験（教育・心理・福祉等）を持ち、その専門性で学校を支援する人材。

総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。①子どもから高齢者まで（多世代）、②様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、③初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

総合相談事業交付金

府が、住民の自立支援及び福祉の向上等に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援及び促進するために交付。

大規模災害時初期対応マニュアル

2017（平成29）年度に全府立学校で策定。各学校で、市町村の危機管理部署と連携して、最も激甚な被害想定をもとに作成。避難住民用区域と学校運用区域の明示や災害直後の地域住民等避難者の受入対応、及び、避難所に救援物資や人材が到着するまでの、最大3日間の対応を記載したもの。

体罰防止マニュアル

体罰についての考え方やその対処の仕方、体罰を許さない生徒指導のあり方などを具体的に示した教職員向けマニュアル。

体力づくり推進計画

児童・生徒の体力づくりを推進するため、各学校が設定した目標に向けて、課題解決のために具体的に取り組む計画。

探究ナビ

従来の教科の枠にとらわれずに、分野を超えた学習を行う科目。知識・技能を活用した思考活動を中心とした学習を通じて、「課題に気づき探究する力」「他者や社会とかかわる力」「適切に表現する力」などを身に付ける。

地域安全センター

子どもの安全見まもり隊等、地域の安全活動に携わるボランティアのネットワークの構築や、学校、行政、警察、地域が連携した取組みを推進して地域の防犯力を高めることを目的に、小学校の余裕教室や公民館等を利用し、小学校区ごとに設置された、地域の防犯活動の拠点。

地域学校協働活動

学びによるまちづくり、郷土学習、放課後等の学習支援・体験活動、登下校時の安全確保、子どもの学びの環境づくり、家庭教育への支援等、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動。

地域学校協働活動推進員

改正社会教育法に基づき、教育委員会が、地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を果たす地域人材として委嘱することができる。地域コーディネーターやPTA関係者、退職教職員、民生委員、児童委員、自治会・青年会等関係者、公民館等社会教育施設関係者等が想定される。

地域学校協働本部

従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制として、2017（平成 29）年 3 月、改正社会教育法で定義されたもの。

地域コーディネーター

地域と学校が連携・協働した活動の推進に当たって、地域住民等と学校関係者との連絡調整、活動の企画・調整等を担う地域人材。

地域支援リーディングスタッフ

府が、府内の支援教育推進の担い手として府立支援学校に配置する「支援教育コーディネーター」の呼称。地域支援リーディングスタッフは、市町村教育委員会等と連携をとり、地域の小・中学校等からの要請に応じて、訪問相談、来校相談等により障がいのある児童・生徒等の教育に関して必要な助言又は援助を行う。

支援の範囲は、各府立支援学校が所在する地域ブロック内を原則としている。なお広域支援グループ（視覚支援学校、聴覚支援学校、病弱支援学校）及び職業学科高等支援グループはその専門性を生かし、支援の範囲を府内全域としている。

地域人材

地域住民や地域の企業・団体等、幅広い観点から学校と連携・協働活動を行う地域の人材。

チームとしての学校

校長のリーダーシップのもと、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化しながら、子どもに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校のこと。

知的障がい高等支援学校

就労を通じた社会的自立に向けて必要となる基礎的な力をはぐくむ職業学科を設置する高等部のみの知的障がい支援学校。（泉北高等支援学校は除く）

知的障がい生徒自立支援コース・自立支援推進校

知的障がいのある生徒が高等学校において学ぶ取組みとして、府において 2006（平成 18）年度から制度化したもの。府立高校に「知的障がい生徒自立支援コース」を設置し、知的障がいのある生徒が高等学校の学籍で、カリキュラムや授業内容などを工夫する中でともに学び、交友を深めている。2017（平成 29）年度現在、府立高校 9 校に設置。

中学校生徒会サミット

市町村や学校における生徒会活動の充実を図るため、府内全市町村の中学校生徒会代表（府立、私立中学校を含む）が一堂に会し、お互いの活動についての交流及び生徒会活動の意義や課題についての意見交換や討議を行う。

中退防止コーディネーター

中退率の高い学校を中心に指名されている、中退防止に向けた取組みをすすめる役割を担う教員。

調査書

学力検査の成績等とともに高等学校の入学者選抜の資料となるもの。中学校における「各教科の学習の記録」や、各教科の学習の成果、学級活動等における取組みや成果等を記入する「総合的所見」欄がある。

長寿命化

適切な維持管理と、予防的な保全を行うことにより、築 60 年程度で更新の対象となっていた建物を、より長期にわたって活用できるようにすること。

通級による指導

通常の学級に在籍している比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で受けつつ、障がいに応じた必要な指導・支援を特別の指導の場で受ける教育の形態。

津波・高潮ステーション

津波・高潮が発生した際の西大阪地域の防災拠点となる施設。また、津波・高潮災害に関する啓発拠点となる施設であり、かつて大阪を襲った高潮や、近い将来大阪を襲うと言われている南海トラフ巨大地震とともに、地震、津波発生時の対応などを学ぶことのできる広く開かれた施設。

TOEIC

TOEIC は Test of English for International Communication の略称で、英語によるコミュニケーション能力を幅広く評価する世界共通のテストとしてアメリカの Education Testing Service (ETS) が作成している。世界 120 ヶ国で実施されており、受験者数は世界で年間 600 万人。世界各国の様々な企業、学校、団体が TOEIC スコアを活用している。スコアは 10 点から 990 点までで表示される。

統合 ICT ネットワーク

2014（平成 26）年度から稼働。インターネット、メール、総務事務、校務処理等について、全府立学校の教職員が一人一台の端末機で利用可能となり、教職員の校務の利便性向上と業務の軽減を実現。

TOEFL、TOEFL iBT

TOEFLは、Test of English as a Foreign Language の略称で英語を母語としない人の英語能力を測るテストとしてアメリカの Educational Testing Service (ETS) が作成している。世界 180 カ国で実施されており、受験者数は世界で 100 万人となっている。iBT はコンピューターによる受験で、現在の日本における公式な TOEFL テストとなっている。Reading、Listening、Speaking、Writing の 4 セクションからなり、スコアは 0~120 で表示。

特別支援学校教諭免許状

特別支援学校の教員は、教育職員免許法第 3 条第 3 項により、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許のほか、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。特別支援学校教諭の普通免許状は、専修免許状、一種免許状、二種免許状に区分されている。

特得システム

教員が持っている特技や得意分野の内容を、自主的に特技・得意分野情報検索システムに登録し、校長はそのシステムを活用して学校に必要とする人材の確保に努めるもの。教員の意欲向上を図るとともに、学校の活性化と特色づくりを推進することを目的とする。府立学校において 2007 (平成 19) 年度から実施。

「ともに学び、ともに育つ」教育

障がいのある子どもを含めたすべての子どもが、生き生きと活躍できる共生社会をめざし、大阪がこれまでから大切にすすめてきた教育。

TRy システム

校長が自校の課題に応じて求人情報を公開し、それに応募した教員の中から校長が構想する学校運営を担い得る人材を確保するためのもの。これによって、学校の活性化を図るとともに、教員の自己啓発の動機付けを促し、その意欲の向上を図る。府立学校において 2003 (平成 15) 年度から実施。

日本遺産

魅力あふれる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的とし、文化庁が認定するもの。

日本語指導対応加配教員

日本に帰国・渡日するなどし、日本語の読み書き等に大きな課題のある児童・生徒が多く在籍する学校に対し、加配する教員。児童・生徒の状況に応じて、一斉授業への入り込みや、一斉授業から抽出しての授業、放課後における日本語教室等を行い、児童・生徒の支援を行う。

ネイティブ英語教員

グローバル化に対応した英語教育に取り組む高等学校に対し、各校の英語4技能に対応した授業づくりと、授業を担える教員の育成をすすめるために配置。任期の定めのない一般教員として任用。クラブ顧問や分掌業務など教員としての業務全般も担当しつつ、府立高等学校英語教員として高度な言語活動を含めた4技能統合型授業の実施や、教材・指導のノウハウを配置校の英語教員に普及させることを業務とする。

農業高校

農業に関する職業教育を主とする専門高校。

農業の6次産業化

農産物の生産だけでなく、生産・加工・流通（販売）を一体化したり、2次・3次産業と連携して地域ビジネスの展開や新たな産業の創出をめざすもの。

ノークラブデー（部活動休養日）

部活動を行わない日。2017（平成29）年4月の通知により府立学校ではクラブ毎に週1回以上設定。

パッケージ研修支援

授業改善や校内研究体制の構築等の希望のある府立学校に対し、①全体研修会、②指導案検討、③事前授業、④研究授業・研究協議の4回を一つの単位として継続的な支援を行うもの。

発達障がい者支援センター

発達障がい児者やその家族に対する相談支援や医療、福祉、教育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して発達障がいへの理解を深めるための研修等を行い、連携強化を図るなど発達障がい児者を総合的に支援する拠点。

被害者救済システム

いじめや体罰など、学校で児童・生徒が被害者となる事象が生じた際に、第三者性を生かし解決・救済を図るもの。民間相談機関による相談窓口の設置とともに、被害を受けた子どもが救済を求めた場合は、教育委員会と民間相談機関・学校が連携して支援を行い、その内容を第三者による評価委員会が点検・評価を行う。

非構造部材

天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器、家具等のこと。

PDCAサイクル

計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施し、最後の act では check の結果を踏まえ、次回の plan に結び付ける。このプロセスを繰り返すことによって、継続的に業務を改善しようとする考え方。

ひとり親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業）

基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

評価・育成システム

教職員の意欲・資質能力の向上と学校の活性化等を目的として実施している教職員の人事評価制度。

部活動指導員

2017（平成 29）3月学校教育法施行規則改正により、学校職員として位置づけられた。学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する者。

不祥事予防に向けて

不祥事の発生を未然に防ぐため、管理職員を含むすべての教職員自身の日常における行動を振り返り点検することができるよう、具体的な不祥事の事例とチェックリストを掲載した冊子。

府立学校施設整備方針

府立学校の老朽化対策に係り、「長寿命化・予防保全」「適正配置・有効活用」の2つを柱とした施設整備の方針（2016（平成 28）～2025 年度）。

府立環境農林水産総合研究所

2012（平成 24）年4月に大阪府が設立した地方独立行政法人であり、農林業の振興や農空間の保全・都市緑化等の総合的な調査研究、残留農薬の分析、農作物・食品の品質評価のほか、大気、河川、海域の環境モニタリング調査・分析、アスベストの飛散調査等緊急分析や環境技術支援等を行っている。

府立高等学校再編整備方針

大阪府教育振興基本計画の計画期間（2013（平成 25）年度からの 10 年間）にわたって実施する府立高校の再編整備について、その方向性を定めたもの。府立高校における「卓越性を生かす教育」「公平性を備える教育」「多様性を尊重する教育」の実現に向けて、教育内容の充実と学校数の精査を両輪として取り組むこととしている。

府立支援学校における知的障がい児童・生徒数の将来推計

2016（平成28）年度に実施。府内を5地域に分割し、地域ごとに府立支援学校における知的障がいのある児童・生徒数を予測したもの。2026年度までの10年間に約1,400人の増加を見込む。

文理学科

人文科学、社会科学、自然科学の各領域で、探究的な学習を行い、多元的な視点で物事を考え、未知の状況にも的確に対応できる能力や、価値観や文化の異なる人たちと協調して国際社会で活躍できる能力をはぐくむことを目的とする学科。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子ども（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

訪問型家庭教育支援

市町村が実施主体となり、子育てに課題を抱え孤立しがちな家庭を「家庭教育支援チーム」が訪問支援する活動のこと。「家庭教育支援チーム」は、子育て経験者や元教員等の地域人材を中心に組織され、学校や福祉部局等との連携により家庭訪問を行い、子育て等に悩む親の相談を受けたり、実情に応じて家庭と学校の橋渡し、場合によっては家庭と専門の相談機関や医療機関をつなぐ役割を担う。

埋蔵文化財

土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）のこと。

学びに向かう力

主体的に学習に取り組もうとする態度。学びを人生や社会に生かそうとする力。

ミドルリーダー

組織的な学校運営改善のために、経験豊かな教職員と経験の少ない教職員の間をつなぎ、校長・准校長のもとで学校の組織的な運営に大きな役割を果たす教職員。

めっちゃスマイル体操・めっちゃWAKUWAKUダンス

府教育庁が、楽しく体を動かすことができる運動ツールとして2014（平成26）年度に作成した、大阪独自のダンスと体操。

百舌鳥（もず）・古市（ふるいち）古墳群

大阪府堺市に位置する「百舌鳥エリア」と羽曳野市・藤井寺市に位置する「古市エリア」からなる、古墳時代の王たちの墳墓（ふんぼ）群。約 1,600 年前に築造されたこの古墳群は、世界最大級の大きさを誇る仁徳（にんとく）天皇陵古墳（堺市 墳丘長 486m）や応神（おうじん）天皇陵古墳（羽曳野市 墳丘長 425m）に代表される巨大な前方後円墳をはじめ、中小規模の円墳、方墳に至るまで、バラエティー豊かな墳形と規模の古墳で構成される。2018（平成 30）年 1 月には、ユネスコ世界遺産センターに世界文化遺産として推薦がなされた。

ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、地球規模の問題に対する国連システムの理解、人権、民主主義の理解と促進、異文化理解、環境教育といったテーマについて、教育を実践する学校。

夢や志をはぐくむ教育

児童・生徒が充実した人生を送るために必要な理想や目標を持たせるとともに、社会人として必要な規範を身に付け、よりよい社会を創っていかこうとする意欲や態度をはぐくむことをねらいとする教育のこと。

理科教育ネットワーク協議会

市町村教育委員会、府教育センター、コア・サイエンス・ティーチャー（CST）養成に参画した大学等で構成し、CST の活動の支援及び地域の理科教育の推進について協議する協議会のこと。

連携型中高一貫教育

設置者が同一か異なるかを問わず、中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで中高一貫教育を実施するもの。

連携型高等学校における入学者の選抜は、設置者間の協議に基づき、編成する教育課程に係る連携型中学校の生徒については、調査書及び学力検査の成績以外の資料により行うことができる。

幼児教育アドバイザー

幼児教育センターが実施する幼児教育アドバイザー育成研修の全てを受講し、認定を受けた者。教育保育内容や指導方法、環境の改善について研修を通して助言をするほか、初任者等、経験の少ない教職員の育成を行う。

幼児教育コーディネーター

幼児教育推進に向けた調査研究を行うとともに、各市町村や各園所で活動する幼児教育アドバイザーへの支援や相談を行う。

幼児教育推進指針

幼稚園・保育所等の教育機能の充実と家庭や地域の教育力の向上を図り、これからの幼児教育を一層推進していくための方向性と方策を示すもの。

幼児教育センター

幼児教育に携わる指導者の資質の向上を図るための研修や調査・研究、情報提供を行う組織。幼児教育アドバイザーの育成と、市町村がその人材を活用する際の支援を行う。

幼稚園教育要領

文部科学省が学校教育法等に基づき、公の性質を有する幼稚園における教育水準を全国的に確保するため、教育課程の基準を大綱的に定めたもの。2018（平成30）年から新しい幼稚園教育要領に基づく教育課程を実施。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

内閣府、文部科学省、厚生労働省が、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、学校と児童福祉施設の両方の位置付けを持つ幼保連携型認定こども園における教育・保育の大綱的な基準として定めたもの。2018（平成30）年から新しい幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育課程を実施。